

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2025年2月7日提出
【計算期間】	ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型） 第36計算期間 （自 2024年5月16日 至 2024年11月15日） ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型） 第36計算期間 （自 2024年5月16日 至 2024年11月15日） ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型） 第36特定期間 （自 2024年5月16日 至 2024年11月15日）
【ファンド名】	ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型） ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型） ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小松 幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	佐竹 優子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）〉

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）〉

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）〉

〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信		アジア		
		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 資産複合 資産配分変 更型(株式、債券、不 動産投信、商品先物))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 資産複合 資産配分変 更型(株式、債券、不 動産投信、商品先物))	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	日々	アフリカ		
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 分固定型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 分変更型	資産配	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

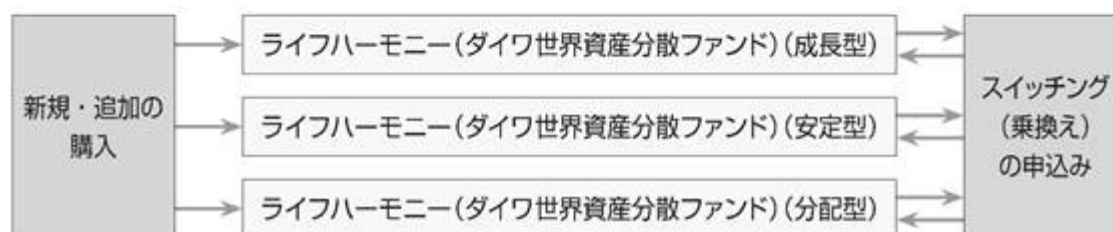
<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

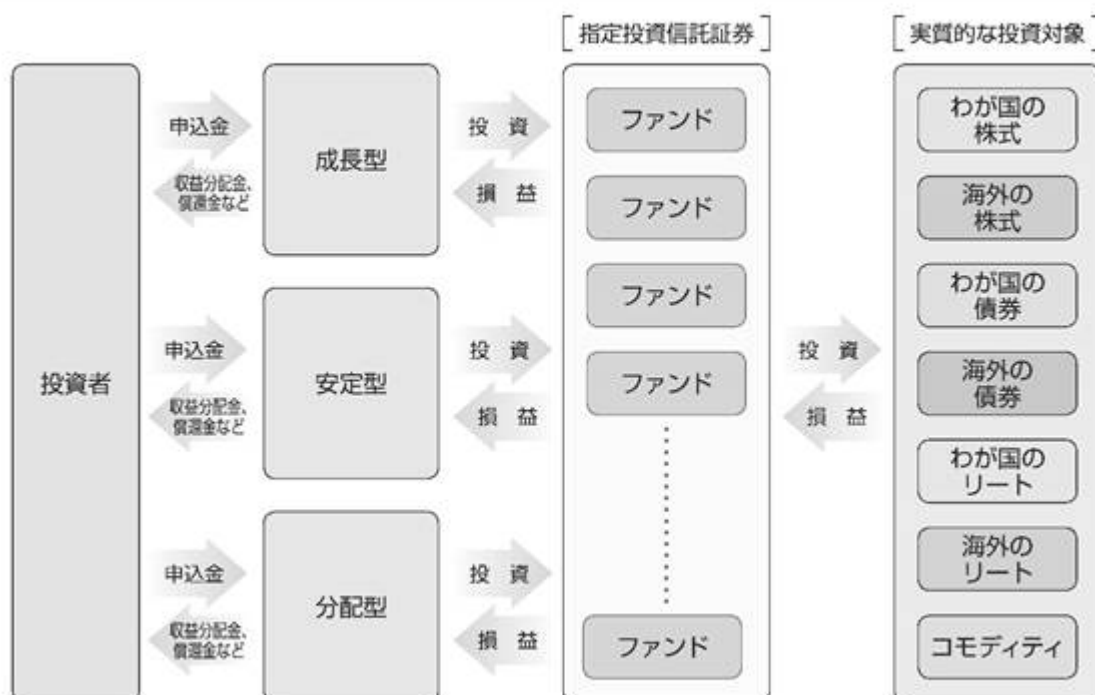
- 1 複数の投資信託証券への投資を通じて、内外の株式・債券・リートおよびコモディティに投資します。
- 2 「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）」、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）」、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）」の3つのファンドがあります。

◆各ファンド間でスイッチング（乗換え）を行なうことができます。



ファンドの仕組み

- 内外の株式・債券・リート（REIT）およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



※くわしくは、「指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。

3 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、これを行ないます。

- ◆成長型は…成長性を重視して行ないます。
- ◆安定型は…リスク分散を重視して行ないます。
- ◆分配型は…分配を重視して行ないます。

- ・投資信託証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- ・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. ～ 3.の運用が行なわれないことがあります。

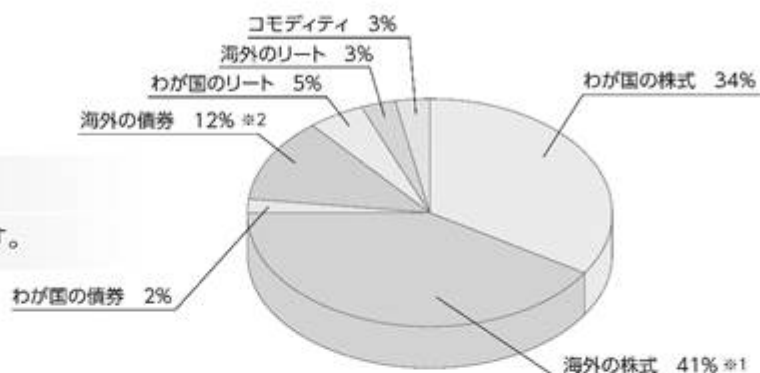
資産配分のイメージ

当ファンドは、中長期的な経済予測を背景とした投資対象資産の期待収益率、リスク、相関係数等の推計値に基づく株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、資産配分を行ないます。

以下の図は2024年12月時点で株式会社 大和ファンド・コンサルティングが推奨する、内外の株式・債券・リートおよびコモディティへの資産配分の当面のイメージを作成したものであり、実際の資産配分比率とは異なります。また、今後、経済環境、市場環境等に対応して変更されることがあります。

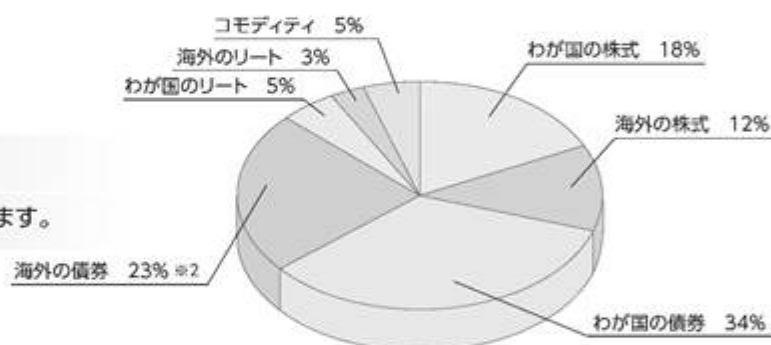
成長型

成長性を重視します。



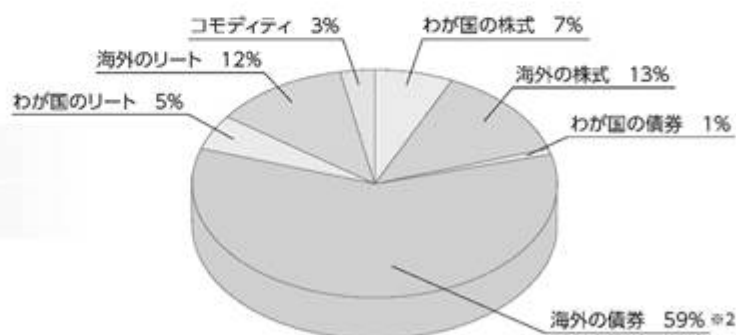
安定型

リスク分散を重視します。



分配型

分配を重視します。



	わが国の株式	海外の株式	わが国の債券	海外の債券	わが国のリート	海外のリート	コモディティ
成長型	34%	41% ※1	2%	12% ※2	5%	3%	3%
安定型	18%	12%	34%	23% ※2	5%	3%	5%
分配型	7%	13%	1%	59% ※2	5%	12%	3%

※1 新興国株式を含みます。

※2 新興国債券、世界の高利回り事業債（ハイ・イールド債）を含みます。

助言会社の概要

株式会社 大和ファンド・コンサルティング

設 立：2006年7月25日

住 所：東京都千代田区

事業内容：ファンド評価業務、ファンド・オブ・ファンズに係る運用助言業務、投資一任業務、
年金運用コンサルティング業務

ファンド運用の助言にかかるプロセス**【 ファンド運用の助言体制 】**

(注) 上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

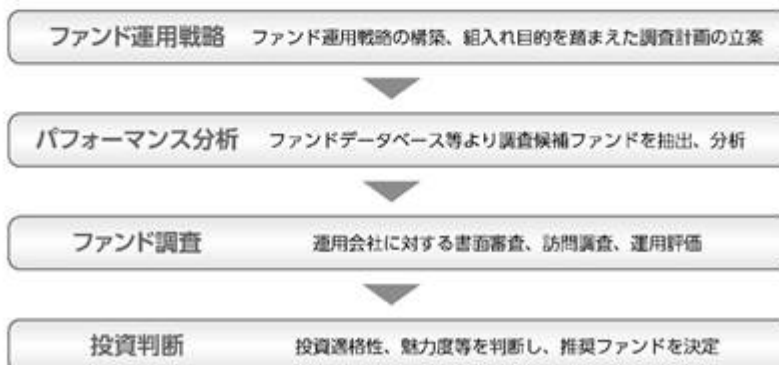
〔ファンド選定における着眼点〕



（注）上記の着眼点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

〔ファンド選定プロセス〕



（注）上記のプロセスについては、見直しが行なわれる場合があります。

4 3つのファンドは、それぞれ年2回または年6回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

成長型／安定型

毎年5月15日および11月15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

〈収益分配のイメージ〉



分配型

毎年1、3、5、7、9、11月の各15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

〈収益分配のイメージ〉



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

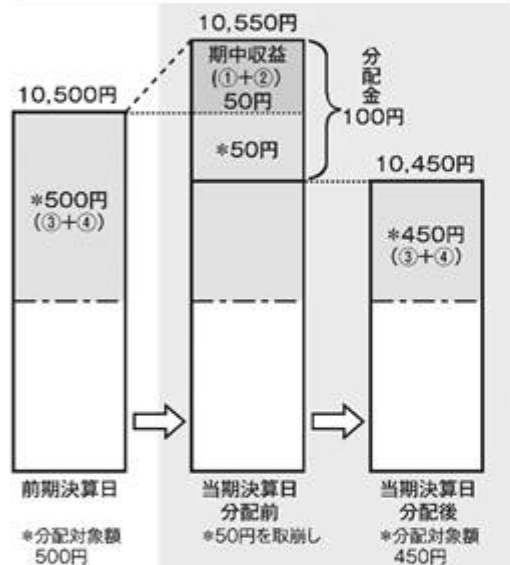
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



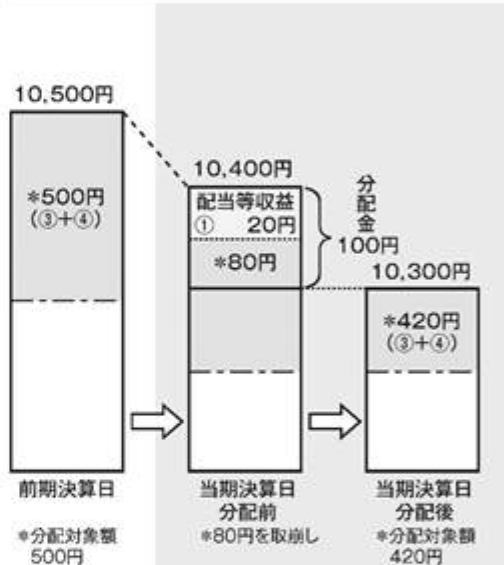
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

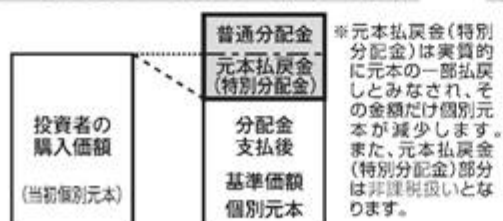


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

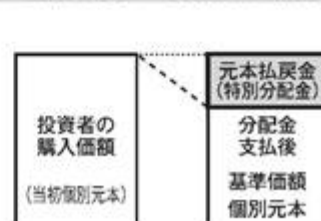
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ（特別分配金）減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

指定投資信託証券の概要

- ◆下記は投資信託証券（指定投資信託証券）について、目論見書作成時点で委託会社が各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

投資信託証券	運用会社	主要投資対象	ベンチマーク
DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	アセットマネジメントOne株式会社	わが国の株式	—
日本長期成長株集中投資ファンド （適格機関投資家専用）	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社		—
ダイワ中小型株ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	大和アセットマネジメント株式会社		Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス
ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（FOFs用） （適格機関投資家専用）	大和アセットマネジメント株式会社	世界の株式	—
ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	ニッセイアセットマネジメント株式会社	世界の株式 （日本を除く。）	MSCIコクサイ・インデックス （税引後配当込み、円換算ベース）
アイルランド籍の外国証券投資法人「マン・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「マン・システムティック・エマージング・マーケット・エクイティ [※] 」のクラスI投資証券（円建）	ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー	新興国の株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス （税引後配当込み）
マニライフ日本債券アクティブ・ファンドM（FOFs用） （適格機関投資家専用）	マニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	わが国の債券	NOMURA-BPI（総合）
明治安田日本債券アクティブ・ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	明治安田アセットマネジメント株式会社		NOMURA-BPI（総合）
ダイワ世界債券ファンドM（FOFs用） （適格機関投資家専用）	大和アセットマネジメント株式会社	海外の債券	—
T. ロウ・プライス新興国債券オープンM（FOFs用） （適格機関投資家専用）	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券等	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバースファイド（円換算）
ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM（FOFs用） （適格機関投資家専用）	大和アセットマネジメント株式会社	新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券	—
ブランディウィン外国債券ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社	海外の債券	—
ダイワ中長期世界債券ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	大和アセットマネジメント株式会社		—
アイルランド籍の外国証券投資法人「ゴールドマン・サックス・インスティテュショナル・ファンズ・ピーエルシー」が発行する「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII（FOFs用）」の投資証券（米ドル建）	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	欧米の企業により発行された高利回りの債券	ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス
ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	大和アセットマネジメント株式会社	わが国のリート	—
ダイワ海外REIT・マザーファンド	大和アセットマネジメント株式会社	海外のリート	S&P先進国REIT指数 （除く日本、円換算）
ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	大和アセットマネジメント株式会社		—
Daiwa "RICI" Fund （ダイワ "RICI" ファンド）	ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド	米ドル建ての公社債等およびコモディティ（商品先物取引等）	ロジャーズ国際コモディティ指数（"RICI"）

※マン・ニューメリック・エマージング・マーケット・エクイティが名称変更したものです。

◆ベンチマークについて

- Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、Russell/Nomura日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、Russell/Nomura TotalMarketインデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約50%を占めます。Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyは、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。本ファンドは、MSCI Inc.([MSCI])によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任を負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。
[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>]
- NOMURA-BPIとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表す代表的な指標です。NOMURA-BPIの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド）とは、J. P. Morgan Securities LLCが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ. P. Morgan Securities LLCに帰属します。
- ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックスとは、米ドル建てハイ・イールド債市場のパフォーマンスをあらわすものです。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）、またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
- S&P先進国REIT指数（除く日本、円換算）の所有権およびその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。
- Daiwa "RICI" Fund（ダイワ「RICI」ファンド）についての注記
[Daiwa "RICI" Fund] はJames Beeland Rogers, Jim Rogers またはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。[Jim Rogers]、[Rogers International Commodity Index] および [RICI] は、James Beeland Rogers, Jim Rogers または Beeland Interests, Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年11月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

お申込者	
収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※4）	
お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払い

↑↓※1

収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※4）

損益↑ ↓ 信託金 (※4)

損益 ↑ ↓ 投資

(注1) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
(注2) 投資顧問会社については、次のとおりです。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

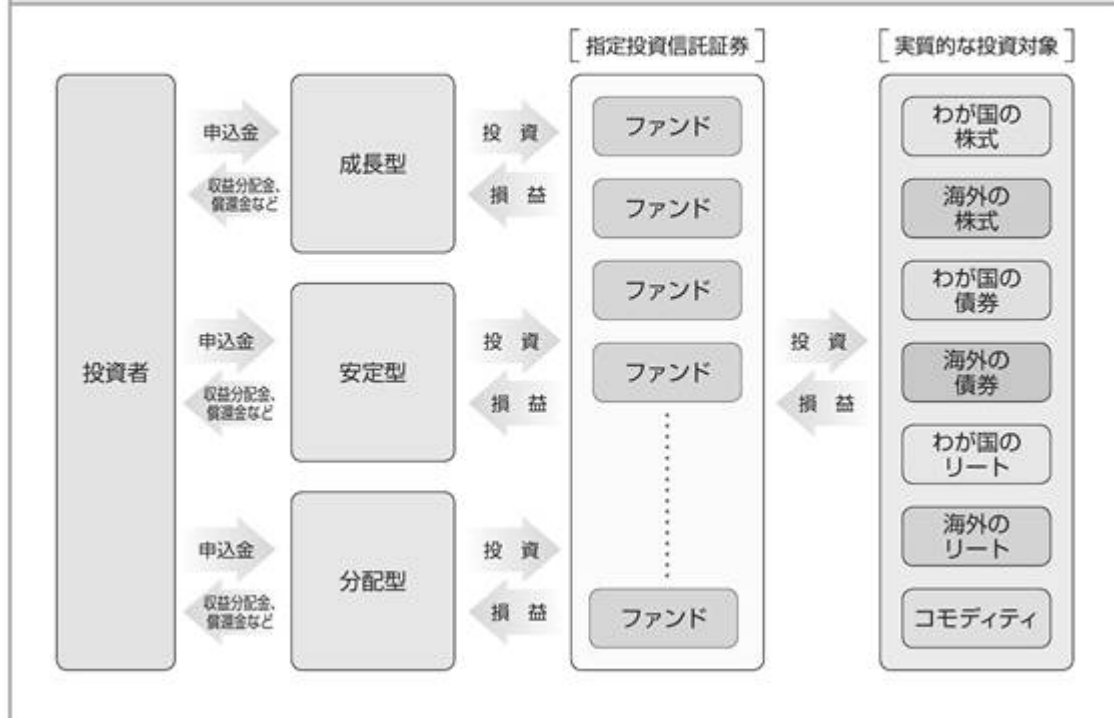
※3：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および方法、投資顧問報酬額および支払方法、運用の責任等が規定されています。事情により変更、解除されることもあります。

※4：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

●内外の株式・債券・リート（REIT）およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。



<委託会社の概況（2024年11月末日現在）>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00

		株	%
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	652,132	20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

指定投資信託証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、内外の株式・債券・リート（REIT）およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。

ロ. 資産配分、投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、成長型は成長性を重視して、安定型はリスク分散を重視して、分配型は分配を重視して、これを行ないます。

ハ. 投資信託証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ニ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

◆投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	指定投資信託証券 ※具体的な名称については、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。
選定の方針	投資信託証券の選定、組入比率の決定にあたっては、株式会社 大和ファンド・コンサルティングの投資助言を受け、成長型は成長性を重視して、安定型はリスク分散を重視して、分配型は分配を重視して、これを行ないます。 ※具体的な内容については、後掲「助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス」をご参照下さい。

ファンド運用の助言にかかるプロセス

〔ファンド運用の助言体制〕



(注) 上記の助言体制は、変更になる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

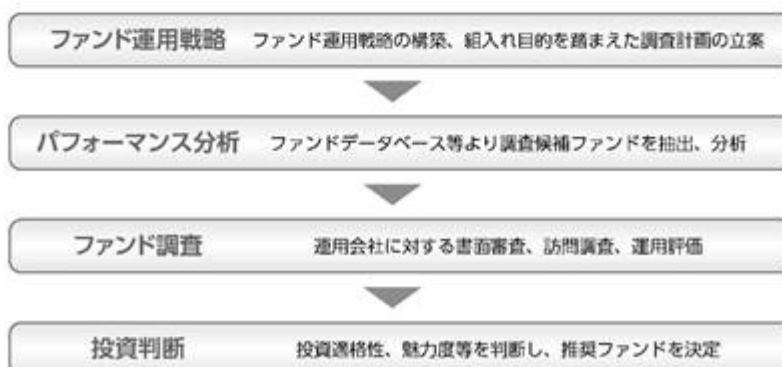
〔ファンド選定における着眼点〕



(注) 上記の着眼点については、見直しが行なわれる場合があります。

助言会社におけるファンド運用の助言にかかるプロセス

〔ファンド選定プロセス〕



(注) 上記のプロセスについては、見直しが行なわれる場合があります。

(2) 【投資対象】

＜各ファンド共通＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、指定投資信託証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます（組入対象となる親投資信託を、以下総称して「マザーファンド」といいます。）。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

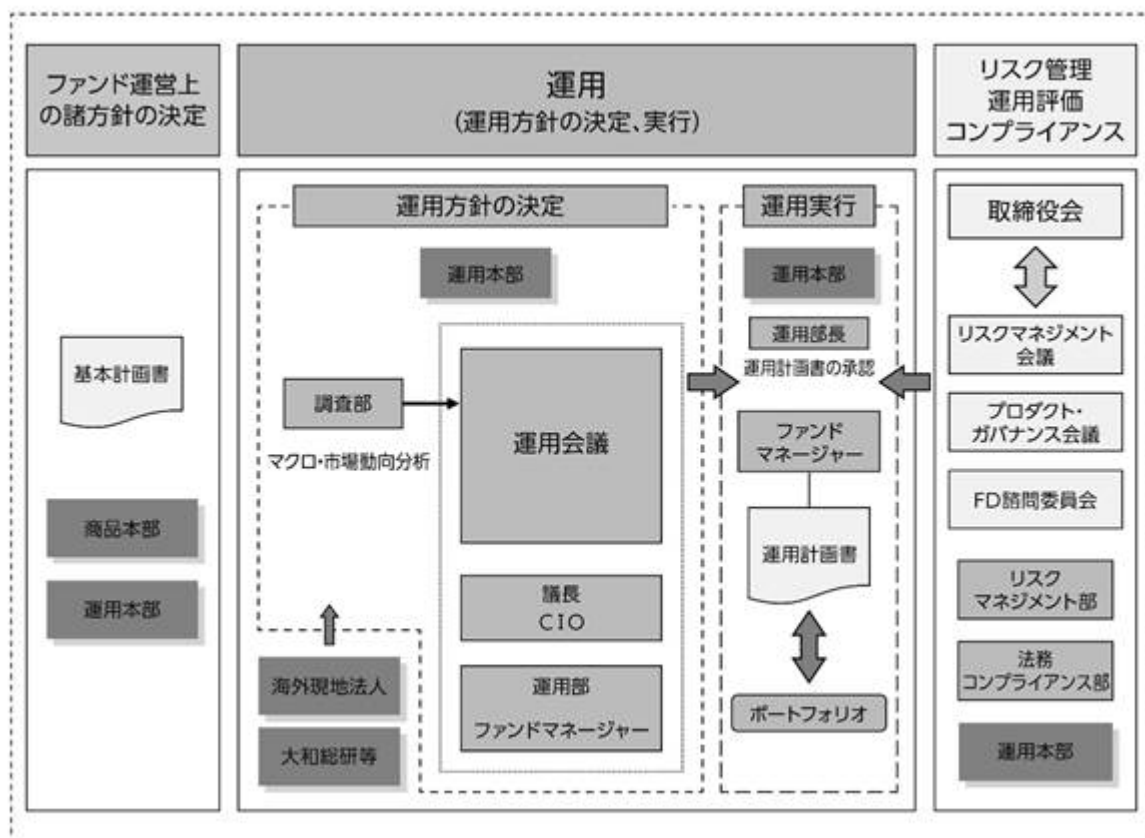
<投資先ファンドについて>

◆投資先ファンドの内容は、「〈参考〉指定投資信託証券の概要」をご参照ください。

(3)【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用指図にあたっては、投資顧問会社の投資助言を受けます。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10～20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD諮問委員会

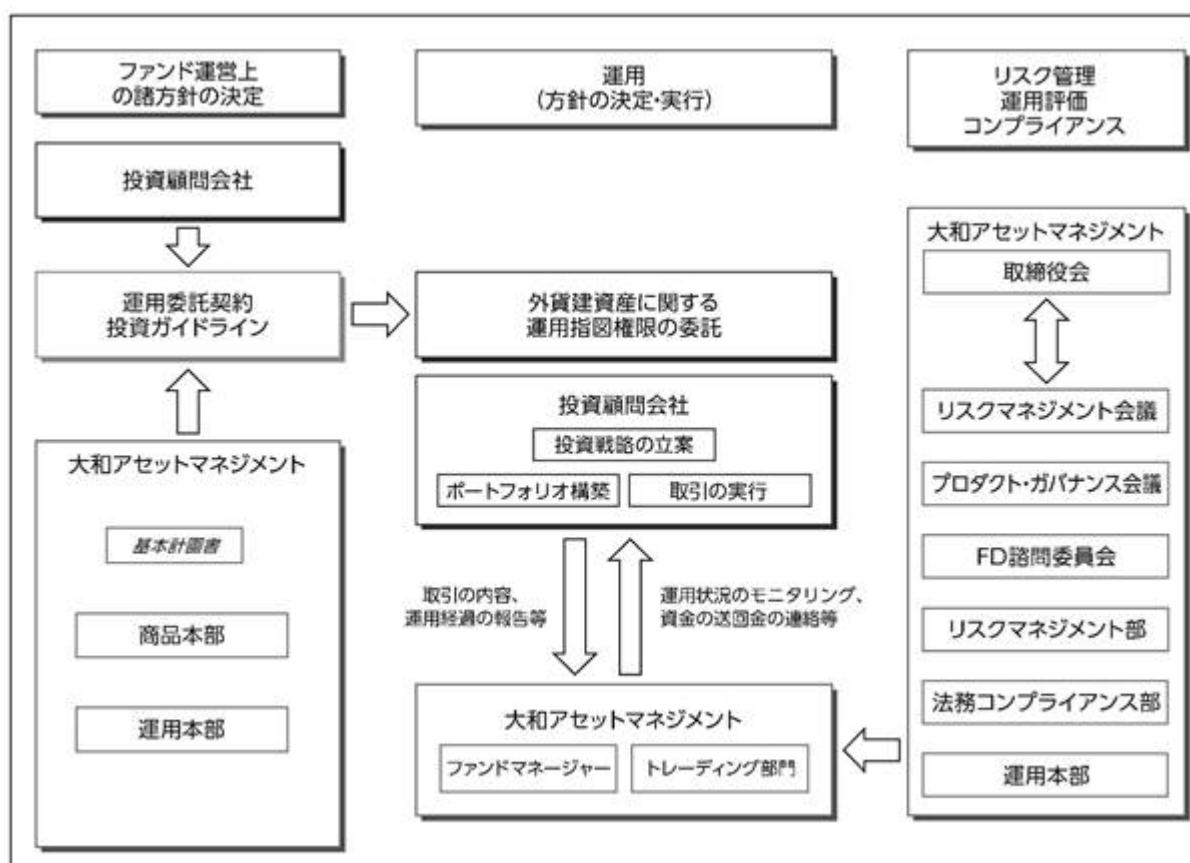
取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※海外のリート部分にかかる運用体制について

（ダイワ海外REIT・マザーファンドおよびダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにかかるものを含みます。）



イ. ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、ダイワ海外REIT・マザーファンドおよびダイワ・グローバルREIT・マザーファンドでは、コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ. 運用の実行

コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ. モニタリング

委託会社は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

ニ。（前④に同じ。）

※ 上記の運用体制は2024年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）＞

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）＞

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）＞

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。なお、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

＜各ファンド共通＞

① 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ.の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

④ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑦ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑧ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

〈参考〉指定投資信託証券の概要

◆本項は、当ファンドが投資を行なう投資信託証券（指定投資信託証券）の投資態度、信託報酬、関係法人等について、目論見書作成時点で各投資信託証券の運用会社から入手した情報をもとに記載したものであり、記載内容が変更となる場合があります。

◆今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

- ・指定投資信託証券の委託会社等については、末尾の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご参照下さい。
- ・指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

1. D I A M国内株式アクティブ市場型ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下、同じ。）
投資態度	① わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。 ② 運用にあたっては、企業調査に基づく個別銘柄選定（ボトムアップアプローチ）とマクロ環境や相場環境の変化等に注目した機動的な運用（トップダウンアプローチ）を併用します。 ③ 個別銘柄の選定にあたっては、企業調査に基づくファンダメンタルズ分析に加え、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社独自の定量モデルも活用し、企業の成長力や株価のバリュエーション等の観点から、魅力度の高い銘柄を選定します。 ④ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 外貨建資産への投資は、行いません。 ⑥ スワップ取引、金利先渡し取引および有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。 ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（平成27年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月12日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.5335%（税抜0.485%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：アセットマネジメントOne株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。

ベンチマークについて	該当事項はありません。
------------	-------------

2. 日本長期成長株集中投資ファンド（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	日本長期成長株集中投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げることがあります。) ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 ③ 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ④ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。 ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。 ② 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。 ③ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。 ④ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ② デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ⑦ 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 ⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益の分配	① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。 ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。 ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限(2014年6月10日当初設定)
決算日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合翌営業日)
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.10%の率を乗じて得た額
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.7095%(税抜 年率0.645%)を上限とします。 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社:ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社:みずほ信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマーク について	該当事項はありません。

3. ダイワ中小型株ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	ダイワ中小型株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク(Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス)を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。 イ. 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ロ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 ④ 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの 投資態度	① 主としてわが国の金融商品取引所に上場している中小型株式に投資し、中長期的にベンチマーク(Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス)を上回る投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 株式への投資にあたっては、ボトムアップ・アプローチによる企業の成長性やバリュエーション等の調査・分析に基づき銘柄を選定し、市場動向等を勘案してポートフォリオを構築します。 ③ 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2023年9月11日当初設定）
決算日	毎年3月28日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.6831%（税抜0.621%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス
ベンチマーク について	Russell/Nomura Mid - Small Cap インデックスは、Russell/Nomura日本株インデックスのサイズ別指数です。Russell/Nomura Mid -Small Cap インデックスは、Russell/Nomura TotalMarketインデックスの時価総額下位銘柄からなり、全時価総額の約50%を占めます。Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックスは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、同指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyは、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等ならびに当ファンドおよび同指数に関連して行なわれる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。

4. ダイワ／GQGグローバル・エクイティ（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	日本を含む世界の株式
投資態度	① 主として、日本を含む世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 ※株式等にはREIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。 ② 投資にあたっては、企業の財務状況および収益性ならびに株式等の流動性等の観点から、定量的および定性的に投資候補銘柄を選別します。 ③ 投資候補銘柄の中から、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき組入銘柄を決定し、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。 ④ 株式等の運用にあたっては、GQGパートナーズ・エルエルシーに運用の指図にかかる権限を委託します。 ⑤ 株式等の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ⑥ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑧ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
信託期間	無期限（2019年9月12日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0131%（税抜0.921%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：GQGパートナーズ・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

5. ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主要投資対象	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式等に投資を行う場合があります。
投資態度	① 主として、ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式 マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界各国の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。 ③ MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。 ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主として日本を除く世界各国の企業が発行する株式等を中心に投資を行います。 ② 徹底的なリサーチと行動ファイナンスのアプローチに基づき、市場の懸念によりファンダメンタルズよりも割安に評価されている銘柄を選定します。 ③ 運用にあたっては、サンダース・キャピタル LLCに運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の指図に関する権限を除きます。）を委託します。 ④ MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。 ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑧ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑨ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
信託期間	無期限（2022年3月7日当初設定）
決算日	毎年3月5日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.7381%（税抜0.671%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：ニッセイアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：サンダース・キャピタル LLC
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）
ベンチマークについて	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

6. マン・ファンズ・ピーエルシー/マン・システムティック・エマージング・マーケット・エクイティ※

形態	アイルランド籍の外国投資法人/円建
運用の基本方針	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。
主要投資対象	新興国の株式や株式関連の派生商品を主な投資対象とします。
投資態度	主として、新興国の株式に投資することにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックスを上回る投資成果をあげることを追求します。 銘柄選択においてはニューメリックが自社開発した定量運用モデルを用います。 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ③流動性に欠ける資産の組入れは10%以下とします。 ④他の集团的投資スキームへの投資割合は、純資産総額の10%以下とします。 ⑤一発行会社の発行済株式総数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。
収益の分配	原則として分配は行いません。
信託期間	無期限 ※（2015年2月10日当初設定 Class I USD）
決算日	毎年12月31日
管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用報酬等：0.85% 事務代行費用等：最大0.30% その他外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社：マン・アセット・マネジメント（アイルランド）リミテッド 運用会社：ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー 管理事務代行会社：BNY メロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）ディーエーシー
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み）
ベンチマーク について	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※マン・ファンズ・ピーエルシー/マン・ニューメリック・エマージング・マーケット・エクイティが
名称変更したものです。

7. マニュライフ日本債券アクティブ・ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	主としてわが国の公社債に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	主としてマニュライフ日本債券アクティブ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資します。なお、コマーシャル・ペーパーなど短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券を主たる投資対象とします。 ②NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のうち、主として投資適格債券に実質的に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ③マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
マザーファンドの 投資態度	①NOMURA-BPI総合をベンチマークとして、円建て公社債（ユーロ円債を含む）のうち、主として投資適格債券に投資することによって、中長期的に同指標を上回る運用を目指します。 ②運用の効率化をはかるため、債券先物取引やクレジット・デリバティブ取引等のデリバティブ等を利用することがあります。 ③公社債の組入れ比率は原則として高位を維持します。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	①債券への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等の直接利用は行いません。 ④信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への投資は行いません。

収益の分配	①分配対象額の範囲 繰越控除分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象額についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託期間	無期限（平成23年3月8日当初設定）
決算日	毎月5日 （休業日の場合は翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。 ・純資産総額500億円以内 年0.33%（税抜0.30%） ・純資産総額500億円超1,000億円以内部分 年0.275%（税抜0.25%） ・純資産総額1,000億円超部分 年0.2145%（税抜0.195%） ほかに監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ベンチマーク について	NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の債券市場全体の動向を反映する投資収益指数（パフォーマンス）で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI総合は、同社の知的財産であり、同指数に関する一切の権利は同社に帰属します。同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

8. 明治安田日本債券アクティブ・ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主要投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。このほか、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引（国債店頭オプション取引）、金利先物取引、円金利スワップ取引、クレジット・デリバティブ取引等を行います。
投資態度	① 「NOMURA-BPI総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。 ② 投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託会社が別に定める格付会社のいずれかより取得時においてBBB格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券に加え、国債先物取引、国債先物オプション取引、選択権付債券売買取引、金利先物取引、円金利スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等とします。 ③ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。 ④ デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りします。 ② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行いません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

信託期間	無期限（平成27年9月9日当初設定）
決算日	毎年2月26日および8月26日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	① 信託報酬の総額は、純資産総額に対して年率0.308%（税抜0.28%）以内とします。 ② 前①の信託報酬率は、毎月10日（休業日の場合翌営業日）における新発10年固定利付国債の利回り（日本相互証券株式会社発表の終値、未発表の場合は直近終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 （新発10年固定利付国債の利回りが） イ. 1%未満の場合 …年率0.198%（税抜0.18%） ロ. 1%以上の場合 …次に定める率 ・純資産総額500億円未満 年0.308%（税抜0.28%） ・純資産総額500億円以上1,000億円未満部分 年0.253%（税抜0.23%） ・純資産総額1,000億円以上部分 年0.198%（税抜0.18%） 他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	NOMURA－BPI総合
ベンチマーク について	NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

9. ダイワ世界債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	1. ダイワ高格付米ドル債マザーファンドの受益証券 2. ダイワ高格付カナダドル債マザーファンドの受益証券 3. ダイワ高格付豪ドル債マザーファンドの受益証券 4. ダイワ高格付ユーロ債マザーファンドの受益証券 5. ダイワ高格付英ポンド債マザーファンドの受益証券 6. ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドの受益証券

投資態度	① 主としてマザーファンドの受益証券を通じて外貨建ての公社債等に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ② 米ドル、カナダ・ドル、豪ドル、ユーロ等、英ポンドおよび北欧・東欧通貨*の各通貨建ての公社債等に均等に投資することをめざして、マザーファンドの組入比率を決定します（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、投資比率を見直します。）。 *北欧・東欧通貨とは、スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ、チェコ・コルナ、ポーランド・ズロチ、ハンガリー・フォリント等とします。 ③ 外貨建ての公社債への投資にあたっては、マザーファンドを通じて以下の観点からポートフォリオを構築します。 イ. 実質的な投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。ただし、ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンドを通じて投資する場合は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等（以下「国家機関等の公社債等」といいます。）については、取得時においてA格相当以上とします。 ロ. 国家機関等の公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。 ハ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から7（年）程度の範囲を基本とします。 ニ. 金利リスク調整のため、投資対象とする通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑦ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
------	---

〔ダイワ高格付米ドル債マザーファンド〕

- ① 主として米ドル建ての公社債、ABS（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、MBS（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）など（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 米ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
 - イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上（S&PでAA－以上またはムーディーズでAa3以上）とすることを基本とします。
 - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
 - ハ. 政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の10%程度を上限とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、米国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、米ドル建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。
- ④ 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

〔ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド〕

- ① 主としてカナダ・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA－以上）とすることを基本とします。
 - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
 - ハ. 国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ. 金利リスク調整のため、カナダ・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、カナダ・ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

④～⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）

〔ダイワ高格付豪ドル債マザーファンド〕

- ① 主として豪ドル建ての公社債、ABS（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、MBS（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）など（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 豪ドル建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
 - イ. 各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上（S&PでAA－以上またはムーディーズでAa3以上もしくはフィッチでAA－以上）とすることを基本とします。
 - ロ. 取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
 - ハ. 政府・州およびそれらの代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。

マザーファンドの
投資態度

- ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
- ホ、金利リスク調整のため、豪ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、豪ドル建資産の投資比率を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④～⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）
[ダイワ高格付ユーロ債マザーファンド]
- ① 主としてユーロ建ての公社債、ABS（アセットバック証券：各種の債権や商業用不動産などの資産を裏付けとして発行された証券）、MBS（モーゲージ担保証券：不動産担保融資の債権を裏付けとして発行された証券）など（以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② ユーロ建ての公社債等への投資にあたっては、以下の観点からポートフォリオを構築し、運用を行ないます。
- イ、各銘柄の格付けは、取得時においてAA格相当以上（S&PでAA－以上またはムーディーズでAa3以上）とすることを基本とします。
- ロ、取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ハ、政府およびその代理機関が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲とすることを基本とします。
- ホ、金利リスク調整のため、ユーロ建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 為替については、ユーロ建資産の投資比率を100%に近づけることを基本とします。
- ④～⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）
[ダイワ高格付英ポンド債マザーファンド]
- ① 主として英ポンド建公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- イ、投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA－以上）とすることを基本とします。
- ロ、取得後、格付けの低下によってAA格相当以上でなくなった場合、委託会社の判断により当該銘柄を保有することもできますが、その範囲は、合計で信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ハ、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証する公社債等を除き、一発行体当たりの投資比率は、信託財産の純資産総額の10%程度を上限とします。
- ニ、ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
- ホ、金利リスク調整のため、英ポンド建ての国債先物取引等を利用することがあります。
- ③ 外貨建資産の投資にあたっては、英ポンド建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- ④ 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ⑤（ダイワ高格付米ドル債マザーファンドと同規定）
[ダイワ・ヨーロッパ債券マザーファンド]
- ① 主としてヨーロッパの通貨建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
- イ、各通貨圏別の投資比率については、北欧・東欧通貨圏の通貨（注1）を信託財産の純資産総額の60%程度、ユーロ等（注2）を信託財産の純資産総額の40%程度とすることを基本とします。（ただし、北欧・東欧通貨圏の対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて各通貨圏別の配分比率を見直します。）
- 注1：当ファンドにおける北欧・東欧通貨圏の通貨とは、主として、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、チェコ、ポーランドおよびハンガリー等の通貨を指します

10. T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (F0Fs用) (適格機関投資家専用)

37/170

投資態度	① 新興国債券マザーファンドを通じて、主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ② JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。
マザーファンドの投資態度	① 主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資します。(米ドル建て以外の資産に投資する場合があります。) ② JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド(円換算)をベンチマークとします。 ③ 組入れ外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 運用の指図に関する権限をT. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間、残存元本等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。 ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。 ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。

主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。ただし、親投資信託は除きます。 ⑦ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。 ⑨ スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。 ⑩ 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、約款第23条の範囲で行います。 ⑪ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。 ⑫ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。 ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。 ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託期間	無期限（平成19年8月10日当初設定）
決算日	毎月5日（第1計算期間は平成19年9月5日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.649%（税抜0.59%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：三井住友DSアセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 （マザーファンドの投資顧問会社：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド）
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）
ベンチマークについて	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイド）とは、J.P. Morganが公表する債券指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（円換算）とは、米ドルベースのJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドを三井住友DSアセットマネジメント株式会社が円換算したものです。

11. ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのように取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使等により取得したものに限り。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2014年2月10日当初設定）
決算日	毎月8日（第1計算期間は2014年3月8日まで）（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.33%（税抜0.3%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

12. ブランディワイン外国債券ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	当ファンドは、主に「ブランディワイン外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界の公社債に実質的に投資を行うことにより、信託財産の中長期的成長を目指します。

主要投資対象	ブランディワイン外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券
投資態度	① ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ② ブランディワイン外国債券マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	① 主に、日本を除く世界の公社債に投資します。 ② 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。 ③ 取得時において、原則として1社以上の格付機関から投資適格（BBB－／Baa3以上）の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債に投資します。 ④ 運用の指図に関する権限をブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑥ 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益の分配	① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ② 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
信託期間	無期限（2014年3月10日当初設定）
決算日	毎年3月15日（休業日の場合翌営業日）（第1計算期間は2015年 3月 16日まで）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.418%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とします。他に組入有価証券売買時の売買委託手数料等、その他諸費用（監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。純資産総額の年率0.05%を合計上限額とします。）が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：フランクリン・テンプレート・ジャパン株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

13. ダイワ中長期世界債券ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用）

形態	追加型株式投資信託
運用の基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	世界債券（5年超）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資態度	① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 ③ マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。
マザーファンドの投資態度	① 主として、先進国の国家機関が発行する残存5年超の先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ② 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ③ 外貨建資産の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。 ④ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。 ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益の分配	① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。 ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水増し等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
信託期間	無期限（2018年9月10日当初設定）
決算日	毎年5月14日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2981%（税抜0.271%）の率を乗じて得た額とします。他に監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

14. ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII（FOFs用）

形態/表示通貨	アイルランド籍外国投資証券/米ドル建て
運用の基本方針	収入(インカム)と資産価値増加(キャピタル・ゲイン)からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
主要投資対象	主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。また、固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
投資態度	①主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未満に格付された高利回りの債券に投資します。 ②固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。 ③外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。（一時的に10%を超える場合を除く。） ③一発行会社の発行する株式について、発行済総株数の50%を超えて当該発行会社の株式に投資は行いません。 ④私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等流動性に欠ける資産について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。 ⑤一発行会社の発行する有価証券について、純資産総額の10%を超える投資は行いません。
収益の分配	原則として毎月分配を行う方針です。
信託期間	無期限（クラス設定日：2008年2月12日）
決算日	原則として毎年12月31日
管理報酬等	投資顧問会社報酬： 年率0.75% 管理事務代行および保管報酬： 年0.15%を上限とし、年3万米ドルを下限とします。 その他の諸費用：管理会社報酬、登録・名義書換事務代行報酬及び受益者サービス報酬のほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、有価証券等売買時の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
ファンドの関係法人	管理会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド 投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
ベンチマーク	ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス
ベンチマークについて	ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックスとは、米ドル建てハイ・イールド債市場のパフォーマンスをあらわすものです。 ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

(注) 上記投資信託証券の純資産価格については、算出日における当該投資信託証券への資金の流入の動向を反映して、一定の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

15. ダイワＪ－ＲＥＩＴアクティブ・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資態度	① わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 ② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。 ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ④ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。 ⑤ 先物取引 委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。）および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。 1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。 2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限（2005年11月14日当初設定）
決算日	毎年5月10日および11月10日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

16. ダイワ海外REIT・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資態度	①主として海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ②投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ、S & P先進国REIT指数（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ロ、個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限（2006年11月28日当初設定）
決算日	毎年3月15日および9月15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの 関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	S & P先進国REIT指数（除く日本、円換算）
ベンチマーク について	S & P先進国REIT指数（除く日本、円換算）の所有権およびその他一切の権利は、S&P Dow Jones Indices LLCが有しています。S&P Dow Jones Indices LLCは、同指数の算出にかかる誤謬等に関し、いかなる者に対しても責任を負うものではありません。

17. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	海外の金融商品取引所（※）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。） ※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資態度	① 海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。 ② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。 イ. 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。 ロ. 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。 ③ 外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。 ④ 不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ⑤ 外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
主な投資制限	① 株式への直接投資は、行ないません。 ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
収益の分配	信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。
信託期間	無期限（2005年6月24日当初設定）
決算日	毎年3月15日および9月15日（休業日の場合翌営業日）
管理報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券売買時の売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
ファンドの関係法人	委託会社：大和アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 投資顧問会社：コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク
ベンチマーク	該当事項はありません。
ベンチマークについて	該当事項はありません。

18. Daiwa “RICI” Fund（ダイワ“RICI”ファンド）

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国証券投資信託／米ドル建て
運用目的	投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）に連動することをめざします。
投資方針	① 信託財産の純資産総額の50%以上を米ドル建て公社債等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することで、ロジャーズ国際コモディティ指数（“RICI”）に連動する投資成果をめざします。 ② 米ドル建て短期公社債等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期公社債等に投資します。また、投資対象には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書などへの投資も含まれますが、これに限定いたしません。 ③ 信託財産の純資産総額の50%未満の部分で商品先物取引および商品先渡取引に投資します。 ④ 当ファンドの純資産に占める、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の割合はおおよそ10－30パーセントの範囲でおこないます。（また、最大でも、純資産の50%以下とします。） ⑤ 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ⑥ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのように取得させることを目的とするものではありません。
設定日	2006年11月13日
決算日	毎年4月30日

管理報酬等	信託財産の純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 管理報酬等：0.415%（管理会社代行サービス報酬を含みます。） 受託報酬等：0.175%（管理事務代行報酬および資産保管会社の報酬を含みます。） 運用報酬等：0.41% 合計：1.00% その他、外国投資信託に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
ファンドの 関係法人	管理会社：ダイワ・アセット・マネジメント・サービス・リミテッド（ケイマン） 受託会社：G.A.S.（ケイマン）リミテッド 運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 資産保管会社：SMT Trustees (Ireland) Limited 管理事務代行会社：SMT Fund Services (Ireland) Limited 管理会社代行サービス会社：大和アセットマネジメント株式会社
ロジャーズ国際 コモディティ指数 （“ RICI”）とは	・RICIは、世界中の経済活動に広く利用されているコモディティ（商品）の値動きを表します。 ・RICIは、1998年8月より計算および公表を行なっております。 ・RICIを構成する品目とその比率は、ジム・ロジャーズが議長をつとめるRICI委員会において、各品目の需要見通しおよび先物市場の流動性等を勘案して決定されます。 ・RICIは、投資可能性を考慮に入れた実用性の高い指数です。
注記	「Daiwa “ RICI ” FundはJames Beeland Rogers、Jim Rogers またはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Indexの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers」、「Rogers International Commodity Index」および「RICI」は、James Beeland Rogers、Jim Rogers または Beeland Interests, Inc.のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

【指定投資信託証券の委託会社等について】

指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下のとおりです。

アセットマネジメントOne株式会社

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIAMアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大和アセットマネジメント株式会社

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始

1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長 (金商) 第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
2024年10月 1日	株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

ニューメリック・インベスターズ・エルエルシー

1989年	米国のマサチューセッツ州ボストン市で創業。米国株式戦略の運用を開始
1995年	アルゴリズム・トレーディングを導入
1998年	米国以外の株式戦略の運用を開始
2004年	プライベート・エクイティ会社のTAアソシエイツがニューメリック株式の50%超の株式を取得
2010年	新興国株式戦略の運用を開始
2014年	ロンドン上場の運用会社マン・グループがニューメリック株式の82%を取得、グループ傘下に統合
2019年	マン・グループがニューメリックの全株式を取得

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

2004年 4月 8日	エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
2005年10月 7日	社団法人日本証券投資顧問業協会※加入
2007年 9月30日	投資運用業、投資助言・代理業登録
2011年 1月11日	マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2016年 4月28日	第二種金融商品取引業登録
2016年 7月 1日	マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入
2017年10月 2日	一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入
2020年 4月 1日	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
※2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。	

明治安田アセットマネジメント株式会社

1986年11月	コスモ投信株式会社設立
1998年10月	ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
2000年 2月	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
2000年 7月	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
2009年 4月	商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
2010年10月	安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録

1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

1998年4月28日	会社設立
1998年6月16日	証券投資信託委託会社免許取得
1998年11月30日	投資顧問業登録
1999年6月24日	投資一任契約に係る業務の認可取得
1999年10月1日	スミス パーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2001年4月1日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2006年1月1日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
2007年9月30日	金融商品取引業登録
2021年4月1日	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社」に社名変更
2024年10月1日	パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年2月6日	会社設立
平成14年4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ニッセイアセットマネジメント株式会社

1985年7月1日	ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始
1995年4月4日	ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始
1998年7月1日	ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始
2000年5月8日	定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社に変更

3【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、主として、内外の株式・債券・不動産投資信託証券およびコモディティ（商品先物取引等）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資しますので、基準価額は大きく変動しま

す。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。新興国の株式市場は、欧米等の先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）（ハイ・イールド債や新興国公社債等の格付けの低い公社債については、格付けの高い公社債に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リーの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リーの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リーの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リーの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることありえます。

ハ、リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ、組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 商品先物取引等による運用に伴うリスク

商品先物等の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引等による運用を行ないますので、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

- ・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
- ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
- ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
- ・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
- ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国においては、欧米等の先進国と比較して、非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）の発生や、証券の決済の遅延・不能等の発生の可能性が高く、より大きなカントリー・リスクが伴い、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

⑥ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

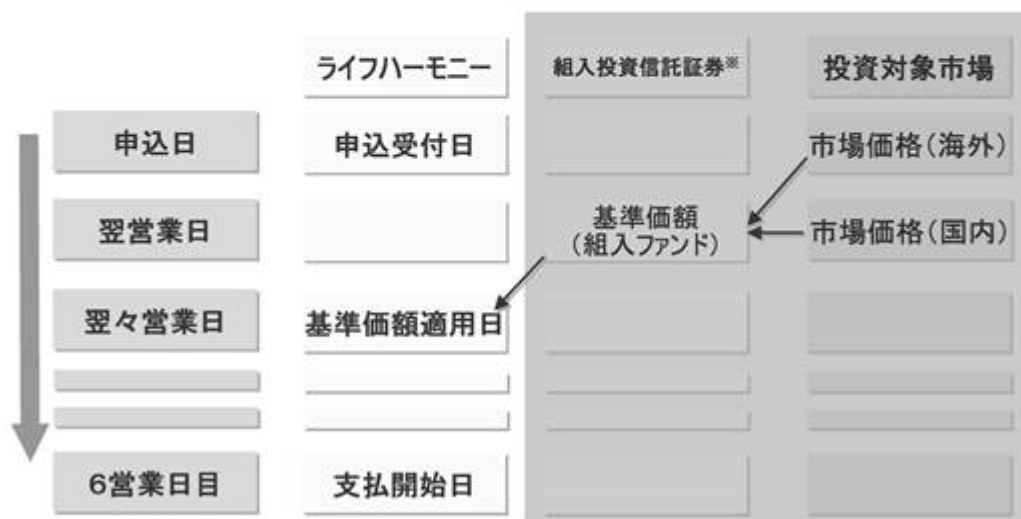
(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあります。
- ② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

◎基準価額算出日および換金代金の支払日について

- 一般的な投資信託の基準価額は、当日のわが国の市場価格に基づいて計算されます。（海外の有価証券については、時差の関係から前日の市場価格等取得可能な直近の価格に基づいて計算されます。）
- 当ファンドの基準価額は、組入投資信託証券[※]の前営業日の基準価額に基づき算出されます。このため、株式、公社債等の有価証券の価格が当ファンドの基準価額に反映されるのは、一般的な投資信託と比較して1営業日遅れることとなります。
- 当ファンドの購入、換金を行なう場合、上記の理由により、申込受付日の翌々営業日の基準価額による設定、解約とし、一般的な投資信託と比較して有価証券の価格が1営業日遅れて反映されることに対応しています。
- なお、換金代金については、原則として換金の申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。



※マザーファンドおよび外国籍の投資信託証券を除きます。マザーファンドについては、計算日の基準価額、また、外国籍の投資信託証券については、計算時において知りうる直近の日の基準価額となります。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

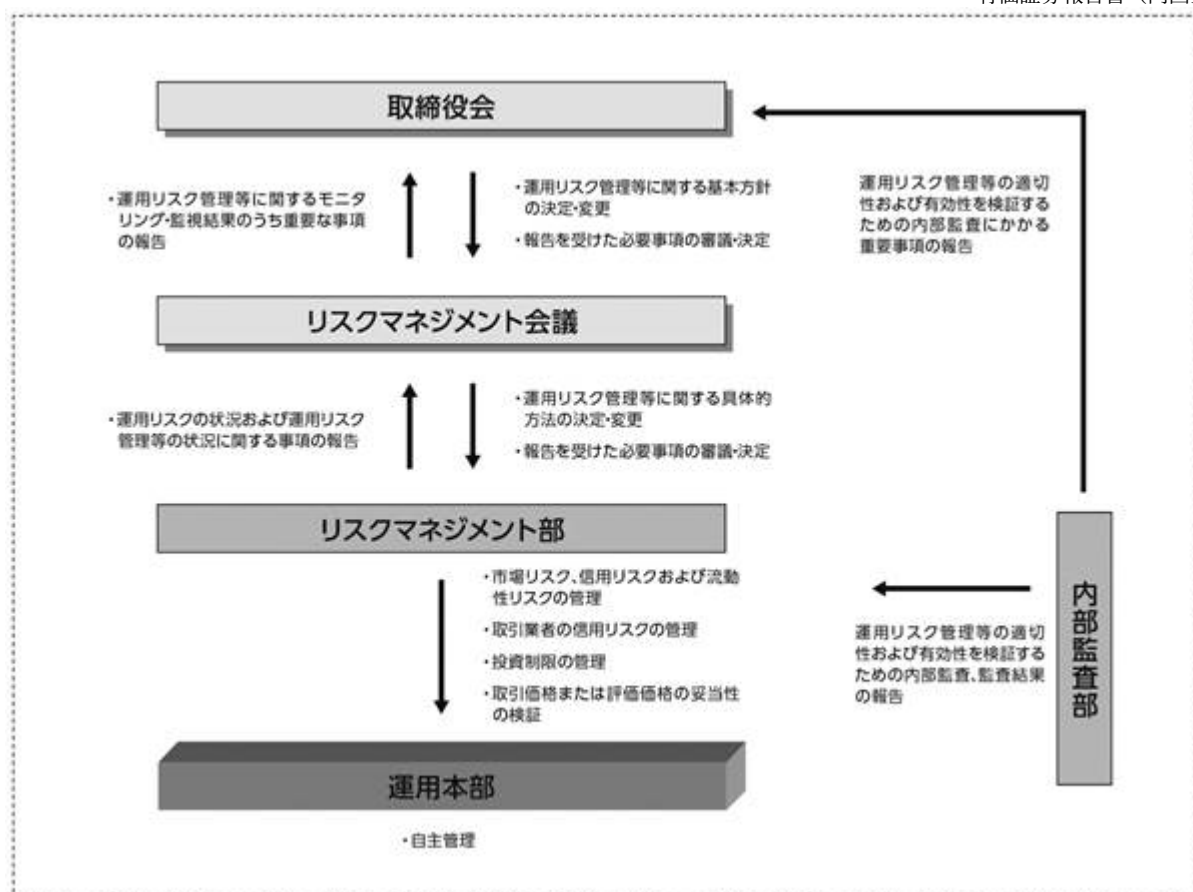
※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

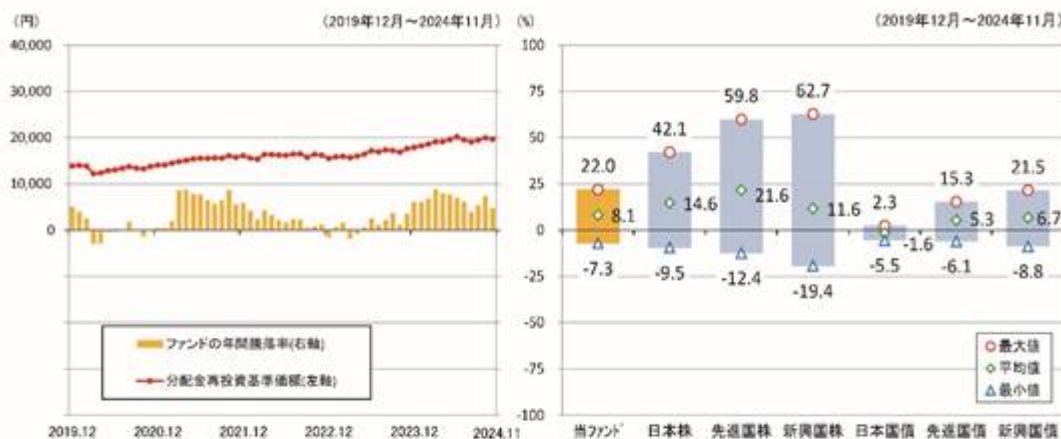
[ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）]



[ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）]



【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. ([MSCI]) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

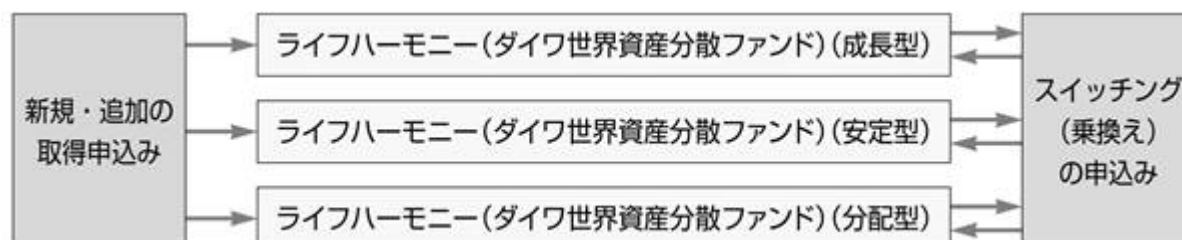
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

＜スイッチング（乗換え）について＞

- ・「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（安定型）」または「同（分配型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（成長型）」または「同（分配型）」の受益権の取得申込みを行なうこと、および「ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）」の受益者

が、保有する受益権を換金した手取金をもって「同（成長型）」または「同（安定型）」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。

- ・スイッチング（乗換え）の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング（乗換え）にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング（乗換え）の金額から差引かせていただきます。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.276%（税抜1.16%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.47% （税抜）	年率0.65% （税抜）	年率0.04% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの投資助言を行なう株式会社 大和ファンド・コンサルティングに対して、日々の純資産総額に年率0.154%（税抜0.14%）を乗じた額を、委託会社が受ける信託報酬から支払うものとします。
- ⑥ 委託会社は、「ダイワ海外REIT・マザーファンド」および「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社（コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）が

受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.57%以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとし、

- ⑦ 当ファンドの信託報酬等のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬（年率）について、株式会社大和ファンド・コンサルティングが試算した概算値は以下のとおりです。

ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬（年率）は変動します。

組入ファンドの信託報酬を加えた実質的な信託報酬（税込、年率）の概算値 （目論見書作成時点）	
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド） （成長型）	1.920%（1.2760%～2.4260%）程度
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド） （安定型）	1.751%（1.2760%～2.2891%）程度
ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド） （分配型）	1.736%（1.2760%～2.2891%）程度

（注1）国内籍投資信託の場合、信託報酬のほか、監査報酬等の費用が別途かかります。また、外国籍投資信託／投資法人の場合、外国籍投資信託／投資法人の設立費用、監査費用等の費用が別途かかります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

（注2）各指定投資信託証券の信託報酬等について、くわしくは、前掲の「＜参考＞指定投資信託証券の概要」をご参照下さい。なお、信託報酬等は今後変更となる場合もあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2024年11月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）】

(1)【投資状況】（2024年11月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		3,423,380,610	86.67
	内 日本	3,308,361,216	83.75
	内 ケイマン諸島	115,019,394	2.91
投資証券		171,372,892	4.34
	内 アイルランド	171,372,892	4.34
親投資信託受益証券		316,150,742	8.00
	内 日本	316,150,742	8.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		39,188,054	0.99
純資産総額		3,950,092,298	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2024年11月29日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー 株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	625,826,372	1.8949 1,185,926,692	1.8359 1,148,954,636	29.09
2	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	244,856,700	2.5777 631,176,677	2.5621 627,347,351	15.88
3	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	152,483,762	3.0976 472,341,955	3.1078 473,889,035	12.00
4	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	136,624,410	2.8870 394,447,128	2.8383 387,781,062	9.82
5	ダイワ中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	205,313,836	1.1398 234,036,727	1.1793 242,126,606	6.13
6	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	58,519,816	3.3381 195,349,174	3.3483 195,941,899	4.96

7	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	124,171,299	1.2641 156,969,141	1.2535 155,648,723	3.94
8	ダイワ海外REIT・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	31,311,725	3.8253 119,779,871	3.8391 120,208,843	3.04
9	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	75,054,922	1.5748 118,197,090	1.5517 116,462,722	2.95
10	DAIWA RICIFUND	ケイマン諸 島	投資信託 受益証券	8,380.73	13,616.94 114,119,916	13,724.27 115,019,394	2.91
11	MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	アイルラン ド	投資証券	5,527.24	16,106.00 89,021,776	15,745.00 87,026,441	2.20
12	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラン ド	投資証券	8,041.93	10,471.00 84,207,044	10,488.33 84,346,451	2.14
13	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	74,818,807	1.0490 78,491,646	1.0505 78,597,156	1.99
14	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託 受益証券	68,546,867	1.1513 78,918,007	1.1314 77,553,925	1.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	86.67%
投資証券	4.34%
親投資信託受益証券	8.00%
合計	99.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第17計算期間末 (2015年5月15日)	9,123,493,541	9,813,777,065	1.0574	1.1374
第18計算期間末 (2015年11月16日)	8,530,428,980	8,538,681,137	1.0337	1.0347
第19計算期間末 (2016年5月16日)	7,794,904,371	7,802,887,696	0.9764	0.9774
第20計算期間末 (2016年11月15日)	7,218,423,187	7,225,886,102	0.9672	0.9682
第21計算期間末 (2017年5月15日)	7,083,105,625	7,246,613,343	1.0830	1.1080
第22計算期間末 (2017年11月15日)	6,395,830,634	6,508,051,927	1.1399	1.1599
第23計算期間末 (2018年5月15日)	6,254,928,722	6,260,273,059	1.1704	1.1714
第24計算期間末 (2018年11月15日)	5,672,872,348	5,677,980,999	1.1104	1.1114
第25計算期間末 (2019年5月15日)	5,187,018,938	5,191,778,639	1.0898	1.0908
第26計算期間末 (2019年11月15日)	4,990,824,952	5,056,392,114	1.1418	1.1568
第27計算期間末 (2020年5月15日)	4,016,655,408	4,020,670,525	1.0004	1.0014
第28計算期間末 (2020年11月16日)	4,574,379,606	4,593,608,086	1.1895	1.1945
第29計算期間末 (2021年5月17日)	4,347,059,545	4,809,755,504	1.2214	1.3514
第30計算期間末 (2021年11月15日)	4,330,231,250	4,780,835,712	1.2493	1.3793
第31計算期間末 (2022年5月16日)	3,789,948,362	3,978,036,276	1.1082	1.1632
第32計算期間末 (2022年11月15日)	3,751,084,200	3,953,710,558	1.1107	1.1707
第33計算期間末 (2023年5月15日)	3,704,891,710	3,805,900,840	1.1004	1.1304
第34計算期間末 (2023年11月15日)	3,779,946,040	3,994,220,709	1.1466	1.2116
2023年11月末日	3,863,215,629	—	1.1522	—

12月末日	3,885,044,542	—	1.1633	—
2024年1月末日	4,037,891,325	—	1.2115	—
2月末日	4,204,384,443	—	1.2684	—
3月末日	4,331,900,834	—	1.3105	—
4月末日	4,261,775,097	—	1.2970	—
第35計算期間末 (2024年5月15日)	3,961,381,112	4,372,165,080	1.2054	1.3304
5月末日	4,088,915,580	—	1.2025	—
6月末日	4,222,347,962	—	1.2472	—
7月末日	4,128,876,279	—	1.2063	—
8月末日	4,034,386,899	—	1.1810	—
9月末日	4,133,522,079	—	1.2115	—
10月末日	4,181,023,563	—	1.2315	—
第36計算期間末 (2024年11月15日)	3,924,180,576	4,195,651,734	1.1564	1.2364
11月末日	3,950,092,298	—	1.1413	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第17計算期間	0.0800
第18計算期間	0.0010
第19計算期間	0.0010
第20計算期間	0.0010
第21計算期間	0.0250
第22計算期間	0.0200
第23計算期間	0.0010
第24計算期間	0.0010
第25計算期間	0.0010
第26計算期間	0.0150
第27計算期間	0.0010
第28計算期間	0.0050
第29計算期間	0.1300
第30計算期間	0.1300
第31計算期間	0.0550
第32計算期間	0.0600
第33計算期間	0.0300
第34計算期間	0.0650
第35計算期間	0.1250
第36計算期間	0.0800

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第17計算期間	6.9
第18計算期間	△2.1
第19計算期間	△5.4
第20計算期間	△0.8
第21計算期間	14.6
第22計算期間	7.1
第23計算期間	2.8
第24計算期間	△5.0
第25計算期間	△1.8
第26計算期間	6.1
第27計算期間	△12.3
第28計算期間	19.4
第29計算期間	13.6
第30計算期間	12.9
第31計算期間	△6.9
第32計算期間	5.6
第33計算期間	1.8
第34計算期間	10.1
第35計算期間	16.0
第36計算期間	2.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第17計算期間	164,280,572	700,820,321
第18計算期間	174,387,524	550,774,206
第19計算期間	50,452,144	319,284,268
第20計算期間	9,999,089	530,408,873
第21計算期間	43,278,982	965,885,701
第22計算期間	47,944,322	977,188,397
第23計算期間	48,506,858	315,234,520
第24計算期間	46,096,581	281,781,954
第25計算期間	13,717,579	362,667,465
第26計算期間	11,771,989	400,329,593
第27計算期間	28,546,697	384,573,761
第28計算期間	19,777,139	189,198,190

第29計算期間	24,348,630	310,844,978
第30計算期間	124,737,811	217,749,326
第31計算期間	121,467,580	167,875,481
第32計算期間	94,698,415	137,372,717
第33計算期間	104,211,832	114,346,793
第34計算期間	105,826,996	176,264,621
第35計算期間	106,352,122	116,613,758
第36計算期間	207,560,408	100,442,677

（参考情報）運用実績

●ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

2024年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,413円
純資産総額	39億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.9%
3カ月間	3.3%
6カ月間	1.5%
1年間	16.9%
3年間	34.0%
5年間	70.3%
設定来	153.5%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 2,050円 設定来分配金合計額: 9,410円

決算期	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
	19年5月	19年11月	20年5月	20年11月	21年5月	21年11月	22年5月	22年11月	23年5月	23年11月	24年5月	24年11月
分配金	10円	150円	10円	50円	1,300円	1,300円	550円	600円	300円	650円	1,250円	800円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

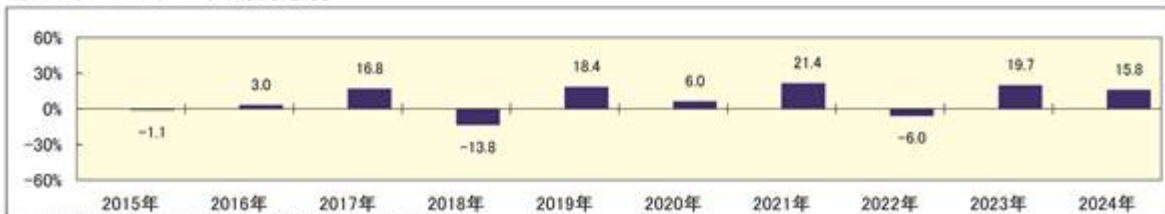
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
外国株式	3	41.1%	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	外国株式	29.1%
国内株式	3	34.0%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	15.9%
外国債券	4	11.0%	日本長期成長株集中投資ファンド	国内株式	12.0%
国内リート	1	5.0%	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	外国株式	9.8%
外国リート	1	3.0%	ダイワ中小型株ファンド	国内株式	6.1%
コモディティ	1	2.9%	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	国内リート	5.0%
国内債券	1	2.0%	ダイワ中長期世界債券ファンド	外国債券	3.9%
			ダイワ海外REIT・マザーファンド	外国リート	3.0%
			ブランディワイン外国債券ファンド	外国債券	2.9%
コール・ローン、その他		1.0%	ダイワ"RICI"ファンド	コモディティ	2.9%
合計	14	100.0%	合計		90.7%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2024年は11月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）】

(1) 【投資状況】（2024年11月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		1,080,377,286	87.87
	内 日本	1,023,682,915	83.26
	内 ケイマン諸島	56,694,371	4.61
投資証券		29,514,875	2.40
	内 アイルランド	29,514,875	2.40
親投資信託受益証券		96,028,964	7.81
	内 日本	96,028,964	7.81
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		23,609,725	1.92
純資産総額		1,229,530,850	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

（2）【投資資産】（2024年11月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	マニユライフ日本債券アクティブ・ファンドM	日本	投資信託 受益証券	201,958,849	1.1369 229,607,015	1.1372 229,667,603	18.68
2	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託 受益証券	172,144,877	1.0491 180,597,190	1.0505 180,838,193	14.71
3	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	97,463,438	1.2642 123,213,278	1.2535 122,170,419	9.94
4	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	日本	投資信託 受益証券	46,420,227	2.5785 119,694,555	2.5621 118,933,263	9.67
5	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	51,440,013	1.8956 97,509,688	1.8359 94,438,719	7.68
6	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	21,856,165	2.8875 63,109,676	2.8383 62,034,353	5.05
7	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託 受益証券	53,695,174	1.1513 61,819,253	1.1314 60,750,719	4.94
8	ブランディワイン外国債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	38,180,498	1.5749 60,130,466	1.5517 59,244,678	4.82
9	日本長期成長株集中投資ファンド	日本	投資信託 受益証券	18,963,324	3.0978 58,744,585	3.1078 58,934,218	4.79
10	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	17,573,759	3.3375 58,652,420	3.3483 58,842,217	4.79

11	DAIWA RICIFUND	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	4,130.96	13,616.94 56,251,008	13,724.27 56,694,371	4.61
12	ダイワ海外REIT・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	9,686,319	3.8254 37,054,044	3.8391 37,186,747	3.02
13	ダイワ中小型株ファンド	日本	投資信託 受益証券	31,095,354	1.1396 35,436,265	1.1793 36,670,750	2.98
14	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラン ド	投資証券	2,814.07	10,471.00 29,466,094	10,488.33 29,514,875	2.40

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	87.87%
投資証券	2.40%
親投資信託受益証券	7.81%
合計	98.08%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第17計算期間末 (2015年5月15日)	2,493,911,395	2,601,537,587	1.0427	1.0877
第18計算期間末 (2015年11月16日)	2,352,412,363	2,363,933,180	1.0209	1.0259
第19計算期間末 (2016年5月16日)	2,225,469,232	2,236,561,474	1.0032	1.0082

第20計算期間末 (2016年11月15日)	2,107,897,897	2,118,676,693	0.9778	0.9828
第21計算期間末 (2017年5月15日)	2,144,337,668	2,154,661,621	1.0385	1.0435
第22計算期間末 (2017年11月15日)	2,079,117,602	2,098,630,662	1.0655	1.0755
第23計算期間末 (2018年5月15日)	2,000,464,969	2,009,797,874	1.0717	1.0767
第24計算期間末 (2018年11月15日)	1,818,142,899	1,826,877,868	1.0407	1.0457
第25計算期間末 (2019年5月15日)	1,733,241,104	1,741,603,819	1.0363	1.0413
第26計算期間末 (2019年11月15日)	1,714,823,978	1,730,896,780	1.0669	1.0769
第27計算期間末 (2020年5月15日)	1,323,087,148	1,329,909,643	0.9697	0.9747
第28計算期間末 (2020年11月16日)	1,435,131,227	1,441,888,367	1.0619	1.0669
第29計算期間末 (2021年5月17日)	1,433,260,457	1,498,810,508	1.0933	1.1433
第30計算期間末 (2021年11月15日)	1,414,698,021	1,490,900,915	1.1139	1.1739
第31計算期間末 (2022年5月16日)	1,350,603,813	1,369,641,268	1.0642	1.0792
第32計算期間末 (2022年11月15日)	1,316,866,602	1,329,279,154	1.0609	1.0709
第33計算期間末 (2023年5月15日)	1,296,157,337	1,302,269,206	1.0604	1.0654
第34計算期間末 (2023年11月15日)	1,244,271,181	1,261,456,986	1.0860	1.1010
2023年11月末日	1,255,177,379	—	1.0922	—
12月末日	1,268,203,361	—	1.1023	—
2024年1月末日	1,287,705,868	—	1.1191	—
2月末日	1,314,663,640	—	1.1436	—
3月末日	1,336,959,941	—	1.1655	—
4月末日	1,310,409,554	—	1.1548	—
第35計算期間末 (2024年5月15日)	1,263,647,467	1,326,057,126	1.1136	1.1686
5月末日	1,278,888,425	—	1.1101	—
6月末日	1,303,261,443	—	1.1321	—

7月末日	1,276,464,066	—	1.1098	—
8月末日	1,235,115,461	—	1.0974	—
9月末日	1,255,242,533	—	1.1144	—
10月末日	1,267,077,958	—	1.1231	—
第36計算期間末 (2024年11月15日)	1,228,823,227	1,262,524,874	1.0939	1.1239
11月末日	1,229,530,850	—	1.0855	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第17計算期間	0.0450
第18計算期間	0.0050
第19計算期間	0.0050
第20計算期間	0.0050
第21計算期間	0.0050
第22計算期間	0.0100
第23計算期間	0.0050
第24計算期間	0.0050
第25計算期間	0.0050
第26計算期間	0.0100
第27計算期間	0.0050
第28計算期間	0.0050
第29計算期間	0.0500
第30計算期間	0.0600
第31計算期間	0.0150
第32計算期間	0.0100
第33計算期間	0.0050
第34計算期間	0.0150
第35計算期間	0.0550
第36計算期間	0.0300

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第17計算期間	3.1
第18計算期間	△1.6
第19計算期間	△1.2
第20計算期間	△2.0
第21計算期間	6.7
第22計算期間	3.6

第23計算期間	1.1
第24計算期間	△2.4
第25計算期間	0.1
第26計算期間	3.9
第27計算期間	△8.6
第28計算期間	10.0
第29計算期間	7.7
第30計算期間	7.4
第31計算期間	△3.1
第32計算期間	0.6
第33計算期間	0.4
第34計算期間	3.8
第35計算期間	7.6
第36計算期間	0.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第17計算期間	87,464,974	400,471,118
第18計算期間	48,196,323	135,725,931
第19計算期間	27,879,739	113,594,834
第20計算期間	21,390,464	84,079,537
第21計算期間	59,154,030	150,122,787
第22計算期間	8,591,119	122,075,695
第23計算期間	17,310,146	102,035,162
第24計算期間	77,379,933	196,967,008
第25計算期間	34,757,096	109,207,964
第26計算期間	12,757,045	78,019,921
第27計算期間	11,341,880	254,122,992
第28計算期間	25,907,745	38,978,788
第29計算期間	42,215,186	82,642,219
第30計算期間	21,480,260	62,433,045
第31計算期間	108,717,311	109,601,860
第32計算期間	71,303,201	99,211,649
第33計算期間	53,238,037	72,119,350
第34計算期間	10,285,569	86,939,109
第35計算期間	15,178,225	26,177,537
第36計算期間	46,175,750	57,508,574

（参考情報）運用実績

●ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

2024年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



分配の推移（10,000口当たり、税引前）

決算期	直近1年間分配金合計額： 850円												設定来分配金合計額： 4,600円	
	第25期	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期		
	19年5月	19年11月	20年5月	20年11月	21年5月	21年11月	22年5月	22年11月	23年5月	23年11月	24年5月	24年11月		
分配金	50円	100円	50円	50円	500円	600円	150円	100円	50円	150円	550円	300円		

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

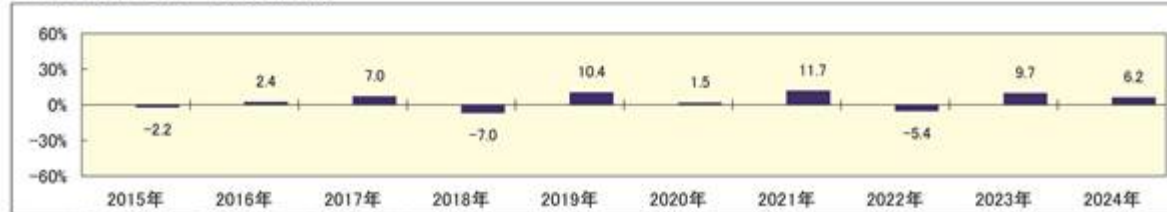
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
国内債券	2	33.4%	マニライフ日本債券アクティブ・ファンドM	国内債券	18.7%
外国債券	4	22.1%	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	国内債券	14.7%
国内株式	3	17.4%	ダイワ中長期世界債券ファンド	外国債券	9.9%
外国株式	2	12.7%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	9.7%
国内リート	1	4.8%	ニッセイ/サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	外国株式	7.7%
コモディティ	1	4.6%	ダイワ/GQGグローバル・エクイティ	外国株式	5.0%
外国リート	1	3.0%	T. ロウ・ブライズ新興国債券オープンM	外国債券	4.9%
			ブランディワイン外国債券ファンド	外国債券	4.8%
			日本長期成長株集中投資ファンド	国内株式	4.8%
コール・ローン、その他		1.9%	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	国内リート	4.8%
合計	14	100.0%	合計		85.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）】

（1）【投資状況】（2024年11月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	4,793,475,175	75.31
内 日本	4,609,060,473	72.41
内 ケイマン諸島	184,414,702	2.90
投資証券	441,012,606	6.93
内 アイルランド	441,012,606	6.93
親投資信託受益証券	1,082,252,848	17.00
内 日本	1,082,252,848	17.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	48,637,097	0.76
純資産総額	6,365,377,726	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2024年11月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ世界債券ファンドM	日本	投資信託 受益証券	2,432,770,533	0.7895 1,920,672,336	0.7755 1,886,613,548	29.64
2	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	160,435,953	4.8215 773,541,947	4.7991 769,948,182	12.10
3	ダイワ中長期世界債券ファンド	日本	投資信託 受益証券	405,352,429	1.2642 512,446,541	1.2535 508,109,269	7.98
4	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	日本	投資信託 受益証券	447,632,668	1.1513 515,359,491	1.1314 506,451,600	7.96
5	ニッセイ／サンダース・グローバルバ リュウ株式ファンド	日本	投資信託 受益証券	272,048,333	1.8956 515,694,820	1.8359 499,453,534	7.85
6	DIAM国内株式アクティブ市場型ファン ド	日本	投資信託 受益証券	174,480,962	2.5785 449,899,160	2.5621 447,037,672	7.02
7	GLOBAL HIGH YLD PORT2	アイルラン ド	投資証券	42,047.9	10,471.00 440,283,701	10,488.33 441,012,606	6.93
8	ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	日本	投資信託 受益証券	134,149,200	2.8875 387,355,815	2.8383 380,755,674	5.98
9	ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM	日本	投資信託 受益証券	340,961,830	0.9414 320,981,467	0.9275 316,242,097	4.97

10	ダイワ－REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	93,272,606	3.3375 311,297,322	3.3483 312,304,666	4.91
11	DAIWA RICIFUND	ケイマン諸島	投資信託受益証券	13,437.12	13,616.94 182,972,538	13,724.27 184,414,702	2.90
12	明治安田日本債券アクティブ・ファンド	日本	投資信託受益証券	61,301,361	1.0491 64,311,258	1.0505 64,397,079	1.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	75.31%
投資証券	6.93%
親投資信託受益証券	17.00%
合計	99.24%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第17特定期間末 (2015年5月15日)	15,855,242,550	15,928,125,114	0.8702	0.8742
第18特定期間末 (2015年11月16日)	14,460,834,296	14,530,041,753	0.8358	0.8398
第19特定期間末 (2016年5月16日)	12,736,637,967	12,803,304,152	0.7642	0.7682
第20特定期間末 (2016年11月15日)	11,510,350,508	11,557,838,610	0.7272	0.7302

第21特定期間末 (2017年5月15日)	11,335,521,212	11,378,776,403	0.7862	0.7892
第22特定期間末 (2017年11月15日)	10,589,290,853	10,628,786,377	0.8043	0.8073
第23特定期間末 (2018年5月15日)	9,764,291,465	9,789,302,230	0.7808	0.7828
第24特定期間末 (2018年11月15日)	8,997,759,196	9,021,014,122	0.7738	0.7758
第25特定期間末 (2019年5月15日)	8,226,257,338	8,247,642,476	0.7693	0.7713
第26特定期間末 (2019年11月15日)	8,008,841,836	8,028,902,165	0.7985	0.8005
第27特定期間末 (2020年5月15日)	6,834,570,594	6,853,628,842	0.7172	0.7192
第28特定期間末 (2020年11月16日)	7,057,124,553	7,070,446,606	0.7946	0.7961
第29特定期間末 (2021年5月17日)	7,261,311,382	7,273,818,040	0.8709	0.8724
第30特定期間末 (2021年11月15日)	7,310,934,799	7,322,811,749	0.9233	0.9248
第31特定期間末 (2022年5月16日)	6,687,948,502	6,698,994,412	0.9082	0.9097
第32特定期間末 (2022年11月15日)	6,551,915,697	6,562,624,806	0.9177	0.9192
第33特定期間末 (2023年5月15日)	6,324,845,319	6,335,202,327	0.9160	0.9175
第34特定期間末 (2023年11月15日)	6,575,817,196	6,585,772,868	0.9908	0.9923
2023年11月末日	6,562,029,613	—	0.9917	—
12月末日	6,597,048,508	—	1.0068	—
2024年1月末日	6,594,909,552	—	1.0251	—
2月末日	6,697,437,147	—	1.0476	—
3月末日	6,797,386,217	—	1.0671	—
4月末日	6,783,520,934	—	1.0698	—
第35特定期間末 (2024年5月15日)	6,776,608,060	6,903,126,842	1.0712	1.0912
5月末日	6,763,937,962	—	1.0738	—
6月末日	6,929,855,136	—	1.1041	—
7月末日	6,482,216,159	—	1.0326	—

8月末日	6,326,716,441	—	1.0087	—
9月末日	6,431,130,879	—	1.0282	—
10月末日	6,557,259,102	—	1.0524	—
第36特定期間末 (2024年11月15日)	6,530,065,367	6,561,158,069	1.0501	1.0551
11月末日	6,365,377,726	—	1.0329	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第17特定期間	0.0120
第18特定期間	0.0120
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0110
第21特定期間	0.0090
第22特定期間	0.0090
第23特定期間	0.0080
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0060
第27特定期間	0.0060
第28特定期間	0.0045
第29特定期間	0.0045
第30特定期間	0.0045
第31特定期間	0.0045
第32特定期間	0.0045
第33特定期間	0.0045
第34特定期間	0.0045
第35特定期間	0.0295
第36特定期間	0.0465

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第17特定期間	2.9
第18特定期間	△2.6
第19特定期間	△7.1
第20特定期間	△3.4
第21特定期間	9.4
第22特定期間	3.4
第23特定期間	△1.9

第24特定期間	△0.1
第25特定期間	0.2
第26特定期間	4.6
第27特定期間	△9.4
第28特定期間	11.4
第29特定期間	10.2
第30特定期間	6.5
第31特定期間	△1.1
第32特定期間	1.5
第33特定期間	0.3
第34特定期間	8.7
第35特定期間	11.1
第36特定期間	2.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第17特定期間	68,318,748	1,183,168,041
第18特定期間	56,562,714	975,339,342
第19特定期間	68,448,110	703,766,083
第20特定期間	109,826,745	947,005,482
第21特定期間	20,526,706	1,431,497,168
第22特定期間	22,009,058	1,275,231,571
第23特定期間	13,608,402	673,400,097
第24特定期間	20,904,242	898,823,946
第25特定期間	11,752,653	946,646,752
第26特定期間	19,629,265	682,033,878
第27特定期間	15,006,851	516,047,206
第28特定期間	12,641,935	660,397,296
第29特定期間	7,015,677	550,612,416
第30特定期間	8,814,906	428,619,773
第31特定期間	11,697,922	565,724,553
第32特定期間	41,968,395	266,502,968
第33特定期間	5,575,187	240,308,800
第34特定期間	4,976,006	272,533,732
第35特定期間	11,723,673	322,899,274
第36特定期間	79,900,005	187,298,563

(参考情報) 運用実績

●ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

2024年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,329円
純資産総額	63億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-1.4%
3カ月間	3.0%
6カ月間	0.4%
1年間	11.8%
3年間	25.2%
5年間	42.7%
設定来	96.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 760円 設定来分配金合計額： 5,065円

決算期	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
	23年1月	23年3月	23年5月	23年7月	23年9月	23年11月	24年1月	24年3月	24年5月	24年7月	24年9月	24年11月
分配金	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	80円	200円	400円	15円	50円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

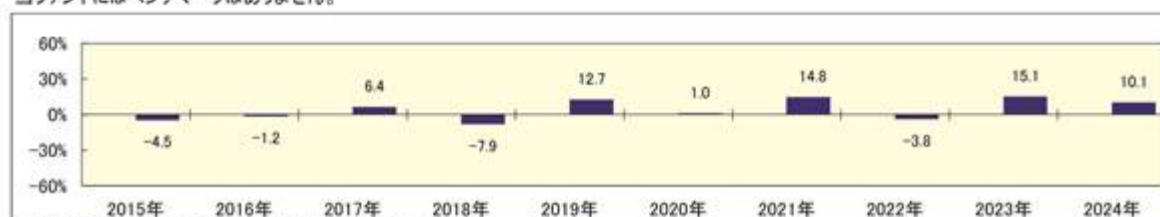
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産クラス別構成	ファンド数	比率	組入上位10ファンド	資産クラス	比率
外国債券	5	57.5%	ダイワ世界債券ファンドM	外国債券	29.6%
外国株式	2	13.8%	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	外国リート	12.1%
外国リート	1	12.1%	ダイワ中長期世界債券ファンド	外国債券	8.0%
国内株式	1	7.0%	T. ロウ・プライス新興国債券オープンM	外国債券	8.0%
国内リート	1	4.9%	ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式ファンド	外国株式	7.8%
コモディティ	1	2.9%	DIAM国内株式アクティブ市場型ファンド	国内株式	7.0%
国内債券	1	1.0%	グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ	外国債券	6.9%
			ダイワ／GQGグローバル・エクイティ	外国株式	6.0%
			ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM	外国債券	5.0%
コール・ローン、その他		0.8%	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	国内リート	4.9%
合計	12	100.0%	合計		95.3%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2024年は11月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (成長型)	1.97%	1.28%	0.69%
ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (安定型)	1.82%	1.28%	0.55%
ライフハーモニー (ダイワ世界資産分散ファンド) (分配型)	1.77%	1.27%	0.50%

※対象期間は2024年5月16日～2024年11月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌々営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日のいずれかと同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付を行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌々営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・指定投資信託証券：原則として、計算日の前営業日（外国籍投資信託については原則として計算時において知り得る直近の日）の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

- ・ダイワ“ RICI ”ファンドの受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額
- (注2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要
- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
 - ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）＞

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）＞

毎年5月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年5月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

＜ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）＞

毎年1月16日から3月15日まで、3月16日から5月15日まで、5月16日から7月15日まで、7月16日から9月15日まで、9月16日から11月15日まで、および11月16日から翌年1月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年11月28日から2007年1月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意

のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎計算期間の末日および償還時（ただし、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）については毎年5月および11月の計算期間の末日ならびに償還時）に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

投資顧問会社と委託会社との投資顧問契約は、原則として当ファンドの信託期間終了まで存続します。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとしします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間(2024年5月16日から2024年11月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	10,267,371	109,578
コール・ローン	465,869,358	194,819,033
投資信託受益証券	3,441,738,328	3,411,476,227
投資証券	173,424,002	176,636,427
親投資信託受益証券	308,883,286	308,129,045
未収入金	-	131,000,000
未収配当金	-	597,990
流動資産合計	4,400,182,345	4,222,768,300
資産合計	4,400,182,345	4,222,768,300
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	410,783,968	271,471,158
未払解約金	1,934,561	519,708
未払受託者報酬	893,590	911,195
未払委託者報酬	25,021,648	25,514,897
その他未払費用	167,466	170,766
流動負債合計	438,801,233	298,587,724
負債合計	438,801,233	298,587,724
純資産の部		
元本等		
元本	※1 3,286,271,747	※1 3,393,389,478
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	675,109,365	530,791,098
（分配準備積立金）	547,256,587	363,849,829
元本等合計	3,961,381,112	3,924,180,576
純資産合計	3,961,381,112	3,924,180,576
負債純資産合計	4,400,182,345	4,222,768,300

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第35期 自 2023年11月16日 至 2024年5月15日	第36期 自 2024年5月16日 至 2024年11月15日
営業収益		
受取配当金	8,555,410	8,350,258
受取利息	11,097	56,473
有価証券売買等損益	619,843,003	124,187,974
為替差損益	7,866,155	291,594
営業収益合計	636,275,665	132,886,299
営業費用		
支払利息	1,740	-
受託者報酬	893,590	911,195
委託者報酬	※ 1 25,021,648	※ 1 25,514,897
その他費用	691,486	636,266
営業費用合計	26,608,464	27,062,358
営業利益又は営業損失（△）	609,667,201	105,823,941
経常利益又は経常損失（△）	609,667,201	105,823,941
当期純利益又は当期純損失（△）	609,667,201	105,823,941
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,622,285	1,841,986
期首剰余金又は期首欠損金（△）	483,412,657	675,109,365
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,574,014	43,833,439
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,574,014	43,833,439
剰余金減少額又は欠損金増加額	17,138,254	20,662,503
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	17,138,254	20,662,503
分配金	※ 2 410,783,968	※ 2 271,471,158
期末剰余金又は期末欠損金（△）	675,109,365	530,791,098

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
1. ※1 期首元本額	3,296,533,383円	3,286,271,747円
期中追加設定元本額	106,352,122円	207,560,408円
期中一部解約元本額	116,613,758円	100,442,677円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,286,271,747口	3,393,389,478口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第35期 自2023年11月16日 至2024年5月15日	第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
----	-------------------------------------	-------------------------------------

1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	344,742円	356,300円
2. ※2 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（14,393,068円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（585,651,848円）、投資信託約款に規定される収益調整金（127,852,778円）及び分配準備積立金（357,995,639円）より分配対象額は1,085,893,333円（1万口当たり3,304.33円）であり、うち410,783,968円（1万口当たり1,250円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（11,741,092円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（92,240,863円）、投資信託約款に規定される収益調整金（166,941,269円）及び分配準備積立金（531,339,032円）より分配対象額は802,262,256円（1万口当たり2,364.19円）であり、うち271,471,158円（1万口当たり800円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引を含む）に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第36期 2024年11月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	490,528,887	119,582,685
投資証券	18,282,089	3,042,151

親投資信託受益証券	18,098,679	3,862,754
合計	526,909,655	126,487,590

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1,2054円 (12,054円)	1,1564円 (11,564円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	D I A M国内株式アクティブ 市場型ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	237,027,992	611,176,677	
		日本長期成長株集中投資ファ ンド（適格機関投資家専用）	147,311,626	456,341,955	
		ダイワ中小型株ファンド （F O F s用）（適格機関投資家 専用）	203,612,432	232,036,727	

有価証券報告書（内国投資信託）

		明治安田日本債券アクティ ブ・ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	72,911,683	76,491,646	
		ダイワ／GQGグローバル・エク イティ（FOFs用）（適格機関 投資家専用）	137,703,919	397,620,066	
		ニッセイ／サンダース・グ ローバルバリュース株式ファン ド（FOFs用）（適格機関 投資家専用）	615,629,304	1,166,986,908	
		ダイワ中長期世界債券ファン ド（FOFs用）（適格機関投資 家専用）	123,373,787	155,969,141	
		T. ロウ・プライス新興国債 券オープンM（FOFs用）（適 格機関投資家専用）	68,546,867	78,918,007	
		ブランディワイン外国債券 ファンド（FOFs用）（適 格機関投資家専用）	74,415,576	117,197,090	
	日本円 小計			3,292,738,217	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICIFUND	8,380.727	757,064.590	
	アメリカ・ドル 小計			757,064.590 (118,738,010)	
	投資信託受益証券 合計				3,411,476,227 [118,738,010]
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	8,041.927	558,624.410	
	アメリカ・ドル 小計			558,624.410 (87,614,652)	
	国外・円	MAN FUNDS PLC-MAN SYSTEMATIC EMERGING MARKETS EQUITY CLASS I JPY	5,527.243	89,021,775.750	
	国外・円 小計			89,021,775.750 (89,021,775)	
投資証券 合計				176,636,427 [176,636,427]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワJ－REITアクティ ブ・マザーファンド	56,733,835	189,349,174	
		ダイワ海外REIT・マザー ファンド	31,050,314	118,779,871	
	日本円 小計			308,129,045	

親投資信託受益証券 合計		308,129,045	
合計		3,896,241,699 [295,374,437]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	57.5%	42.5%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間(2024年5月16日から2024年11月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,904,836	89,915
コール・ローン	77,526,398	43,650,139
投資信託受益証券	1,124,529,668	1,088,389,290
投資証券	30,085,617	30,658,500
親投資信託受益証券	98,389,547	95,706,464
未収入金	-	12,000,000
未収配当金	-	209,251
流動資産合計	1,334,436,066	1,270,703,559
資産合計	1,334,436,066	1,270,703,559
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	62,409,659	33,701,647
未払解約金	116,740	-
未払受託者報酬	283,035	280,173
未払委託者報酬	7,926,183	7,846,060
その他未払費用	52,982	52,452
流動負債合計	70,788,599	41,880,332
負債合計	70,788,599	41,880,332
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,134,721,082	※1 1,123,388,258
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	128,926,385	105,434,969
（分配準備積立金）	111,023,942	83,625,647
元本等合計	1,263,647,467	1,228,823,227
純資産合計	1,263,647,467	1,228,823,227
負債純資産合計	1,334,436,066	1,270,703,559

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第35期 自 2023年11月16日 至 2024年5月15日	第36期 自 2024年5月16日 至 2024年11月15日
営業収益		
受取配当金	2,943,265	2,817,818
受取利息	5,959	27,176
有価証券売買等損益	96,775,413	15,992,480
為替差損益	3,775,721	161,297
営業収益合計	103,500,358	18,998,771
営業費用		
支払利息	416	-
受託者報酬	283,035	280,173
委託者報酬	※1 7,926,183	※1 7,846,060
その他費用	※2 577,002	※2 518,157
営業費用合計	8,786,636	8,644,390
営業利益又は営業損失（△）	94,713,722	10,354,381
経常利益又は経常損失（△）	94,713,722	10,354,381
当期純利益又は当期純損失（△）	94,713,722	10,354,381
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,337,649	△ 1,458,543
期首剰余金又は期首欠損金（△）	98,550,787	128,926,385
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,666,006	4,931,696
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,666,006	4,931,696
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,256,822	6,534,389
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,256,822	6,534,389
分配金	※3 62,409,659	※3 33,701,647
期末剰余金又は期末欠損金（△）	128,926,385	105,434,969

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
1. ※1 期首元本額	1,145,720,394円	1,134,721,082円
期中追加設定元本額	15,178,225円	46,175,750円
期中一部解約元本額	26,177,537円	57,508,574円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,134,721,082口	1,123,388,258口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第35期 自2023年11月16日 至2024年5月15日	第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
----	-------------------------------------	-------------------------------------

1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	110,670円	108,300円
2. ※2 その他費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。
3. ※3 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 （4,602,947円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 （88,773,126円）、投資信託約款に規定される収益調整金 （35,219,657円）及び分配準備積立金（80,057,528円）より分配対象額は208,653,258円（1万口当たり1,838.81円）であり、うち62,409,659円（1万口当たり550円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 （2,781,621円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 （9,031,303円）、投資信託約款に規定される収益調整金 （39,282,693円）及び分配準備積立金（105,514,370円）より分配対象額は156,609,987円（1万口当たり1,394.09円）であり、うち33,701,647円（1万口当たり300円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引を含む）に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第36期 2024年11月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	75,334,186	16,258,214
投資証券	759,397	513,300

親投資信託受益証券	6,001,381	1,282,960
合計	82,094,964	18,054,474

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第36期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第35期 2024年5月15日現在	第36期 2024年11月15日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1136円 (11,136円)	1.0939円 (10,939円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	マニユライフ日本債券アク ティブ・ファンドM（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	201,958,849	229,607,015	
		D I A M国内株式アクティブ 市場型ファンド（FOFs 用）（適格機関投資家専用）	46,420,227	119,694,555	
		日本長期成長株集中投資ファ ンド（適格機関投資家専用）	18,963,324	58,744,585	

	ダイワ中小型株ファンド （FOFs用）（適格機関投資家 専用）		31,095,354	35,436,265	
	明治安田日本債券アクティ ブ・ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）		172,144,877	180,597,190	
	ダイワ／GQGグローバル・エク イティ（FOFs用）（適格機関 投資家専用）		21,856,165	63,109,676	
	ニッセイ／サンダース・グ ローバルバリュー株式ファン ド（FOFs用）（適格機関 投資家専用）		51,440,013	97,509,688	
	ダイワ中長期世界債券ファン ド（FOFs用）（適格機関投資 家専用）		97,463,438	123,213,278	
	T. ロウ・プライス新興国債 券オープンM（FOFs用）（適 格機関投資家専用）		53,695,174	61,819,253	
	ブランディワイン外国債券 ファンド（FOFs用）（適 格機関投資家専用）		38,180,498	60,130,466	
	日本円 小計			1,029,861,971	
	アメリカ・ドル	DAIWA RICIFUND	4,130.956	373,165.770	
	アメリカ・ドル 小計			373,165.770 (58,527,319)	
投資信託受益証券 合計				1,088,389,290 [58,527,319]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	2,814.066	195,476.280	
	アメリカ・ドル 小計			195,476.280 (30,658,500)	
投資証券 合計				30,658,500 [30,658,500]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワJ－REITアクティ ブ・マザーファンド	17,573,759	58,652,420	
		ダイワ海外REIT・マザー ファンド	9,686,319	37,054,044	
	日本円 小計			95,706,464	
親投資信託受益証券 合計				95,706,464	

合計		1,214,754,254	
		[89,185,819]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	65.6%	34.4%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2024年5月16日から2024年11月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2024年5月15日現在	当期 2024年11月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	27,131,761	32,208
コール・ローン	179,666,434	123,654,496
投資信託受益証券	5,083,292,244	4,932,343,333
投資証券	493,214,938	458,100,675
親投資信託受益証券	1,139,586,623	1,084,839,269
未収配当金	-	3,126,645
流動資産合計	6,922,892,000	6,602,096,626
資産合計	6,922,892,000	6,602,096,626
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	126,518,782	31,092,702
未払解約金	5,065,109	27,337,210
未払受託者報酬	497,452	459,582
未払委託者報酬	13,929,061	12,868,688
その他未払費用	273,536	273,077
流動負債合計	146,283,940	72,031,259
負債合計	146,283,940	72,031,259
純資産の部		
元本等		
元本	※1 6,325,939,112	※1 6,218,540,554
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	450,668,948	311,524,813
（分配準備積立金）	640,618,159	641,056,038
元本等合計	6,776,608,060	6,530,065,367
純資産合計	6,776,608,060	6,530,065,367
負債純資産合計	6,922,892,000	6,602,096,626

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年11月16日 至 2024年5月15日	当期 自 2024年5月16日 至 2024年11月15日
営業収益		
受取配当金	55,973,663	53,718,941
受取利息	7,940	38,136
有価証券売買等損益	666,216,134	145,289,090
為替差損益	27,421,690	2,209,275
営業収益合計	749,619,427	201,255,442
営業費用		
支払利息	2,341	-
受託者報酬	1,459,284	1,456,875
委託者報酬	※ 1 40,861,141	※ 1 40,793,445
その他費用	797,762	738,796
営業費用合計	43,120,528	42,989,116
営業利益又は営業損失（△）	706,498,899	158,266,326
経常利益又は経常損失（△）	706,498,899	158,266,326
当期純利益又は当期純損失（△）	706,498,899	158,266,326
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,078,265	209,673
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 61,297,517	450,668,948
剰余金増加額又は欠損金減少額	483,991	3,003,191
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	483,991	3,003,191
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,624,518	8,863,656
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,624,518	8,863,656
分配金	※ 2 187,313,642	※ 2 291,340,323
期末剰余金又は期末欠損金（△）	450,668,948	311,524,813

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、金融商品市場及び外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 内国資産については、原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国資産については、原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 2024年5月15日現在	当期 2024年11月15日現在
1. ※1 期首元本額	6,637,114,713円	6,325,939,112円
期中追加設定元本額	11,723,673円	79,900,005円
期中一部解約元本額	322,899,274円	187,298,563円
2. 特定期間末日における受益権の総数	6,325,939,112口	6,218,540,554口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自2023年11月16日 至2024年5月15日	当期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
----	-----------------------------------	-----------------------------------

1. ※1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	1,992,470円	1,974,435円
2. ※2 分配金の計算過程	（自2023年11月16日至2024年1月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（24,649,782円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（90,777,470円）、投資信託約款に規定される収益調整金（23,577,140円）及び分配準備積立金（193,421,973円）より分配対象額は332,426,365円（1万口当たり509.32円）であり、うち9,790,319円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自2024年5月16日至2024年7月16日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（26,107,335円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（253,236,442円）、投資信託約款に規定される収益調整金（24,607,597円）及び分配準備積立金（633,839,983円）より分配対象額は937,791,357円（1万口当たり1,495.33円）であり、うち250,858,879円（1万口当たり400円）を分配金額としております。

	(自2024年1月16日至2024年3月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (25,191,585円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (171,125,704円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (23,089,060円) 及び分配準備積立金 (292,068,069円) より分配対象額は511,474,418円 (1万口当たり802.24円) であり、うち51,004,541円 (1万口当たり80円) を分配金額としております。 (自2024年3月16日至2024年5月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (22,747,266円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (311,041,262円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (23,545,248円) 及び分配準備積立金 (433,348,413円) より分配対象額は790,682,189円 (1万口当たり1,249.90円) であり、うち126,518,782円 (1万口当たり200円) を分配金額としております。	(自2024年7月17日至2024年9月17日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (10,962,220円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (29,459,003円) 及び分配準備積立金 (656,131,548円) より分配対象額は696,552,771円 (1万口当たり1,112.85円) であり、うち9,388,742円 (1万口当たり15円) を分配金額としております。 (自2024年9月18日至2024年11月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (20,870,901円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (31,460,194円) 及び分配準備積立金 (651,277,839円) より分配対象額は703,608,934円 (1万口当たり1,131.47円) であり、うち31,092,702円 (1万口当たり50円) を分配金額としております。
--	---	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	当期
	自2024年5月16日 至2024年11月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引を含む）に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	当期
	2024年11月15日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 2024年5月15日現在	当期 2024年11月15日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	215,223,631	292,910,036
投資証券	△4,383,266	△3,231,448
親投資信託受益証券	74,096,968	13,713,819
合計	284,937,333	303,392,407

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期 2024年5月15日現在	当期 2024年11月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期 自2024年5月16日 至2024年11月15日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 2024年5月15日現在	当期 2024年11月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0712円 (10,712円)	1.0501円 (10,501円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ダイワ世界債券ファンドM (F0Fs用)（適格機関投資家 専用）	2,437,833,824	1,924,669,804	

有価証券報告書（内国投資信託）

		ダイワ米ドル建て新興国債券 ファンドM（FOFs用）（適格 機関投資家専用）	347,370,032	327,014,148	
		D I A M国内株式アクティブ 市場型ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	176,795,955	455,868,369	
		明治安田日本債券アクティ ブ・ファンド（F O F s用） （適格機関投資家専用）	64,159,049	67,309,258	
		ダイワ／GQGグローバル・エク イティ（FOFs用）（適格機関 投資家専用）	137,638,870	397,432,237	
		ニッセイ／サンダース・グ ローバルバリュース株式ファン ド（F O F s用）（適格機関 投資家専用）	276,851,919	524,800,497	
		ダイワ中長期世界債券ファン ド（FOFs用）（適格機関投資 家専用）	410,089,146	518,434,698	
		T．ロウ・プライス新興国債 券オープンM（FOFs用）（適 格機関投資家専用）	457,254,781	526,437,429	
	日本円 小計			4,741,966,440	
	アメリカ・ドル	DAIWA RIC I FUND	13,437.119	1,213,828.700	
	アメリカ・ドル 小計			1,213,828.700 (190,376,893)	
投資信託受益証券 合計				4,932,343,333 [190,376,893]	
投資証券	アメリカ・ドル	GLOBAL HIGH YLD PORT2	42,047.900	2,920,815.320	
	アメリカ・ドル 小計			2,920,815.320 (458,100,675)	
投資証券 合計				458,100,675 [458,100,675]	
親投資信 託受益証 券	日本円	ダイワ・グローバルRE I T・マザーファンド	160,435,953	773,541,947	
		ダイワJ－RE I Tアクティ ブ・マザーファンド	93,272,606	311,297,322	
	日本円 小計			1,084,839,269	
親投資信託受益証券 合計				1,084,839,269	

合計		6,475,283,277	
		[648,477,568]	

投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄 投資証券 1銘柄	29.4%	70.6%	100%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）

【純資産額計算書】

2024年11月29日

I	資産総額	3,954,766,369円
II	負債総額	4,674,071円
III	純資産総額（I－II）	3,950,092,298円
IV	発行済数量	3,460,956,526口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1413円

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）

純資産額計算書

2024年11月29日

I	資産総額	1,230,138,914円
II	負債総額	608,064円
III	純資産総額（I－II）	1,229,530,850円
IV	発行済数量	1,132,674,169口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0855円

ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）

純資産額計算書

2024年11月29日

I	資産総額	6,402,723,439円
II	負債総額	37,345,713円
III	純資産総額（I－II）	6,365,377,726円
IV	発行済数量	6,162,895,001口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0329円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2024年11月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	90	348,957
追加型株式投資信託	793	29,960,833
株式投資信託 合計	883	30,309,790
単位型公社債投資信託	77	152,655
追加型公社債投資信託	14	1,393,841
公社債投資信託 合計	91	1,546,496
総合計	974	31,856,286

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,982	4,813
有価証券	346	503
前払費用	393	481
未収委託者報酬	12,525	16,513
未収収益	47	78
関係会社短期貸付金	22,100	23,400
その他	59	88
流動資産計	37,455	45,878
固定資産		
有形固定資産	※1 196	※1 176
建物	3	2
器具備品	193	174
無形固定資産	1,482	1,342
ソフトウェア	1,351	1,063
ソフトウェア仮勘定	131	279
投資その他の資産	13,824	13,660

投資有価証券	8,260	8,448
関係会社株式	3,475	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,066	1,021
繰延税金資産	824	524
その他	20	12
固定資産計	15,503	15,180
資産合計	52,959	61,058

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	101	158
未払金	5,874	6,187
未払収益分配金	38	39
未払償還金	12	12
未払手数料	4,525	5,849
その他未払金	※2 1,297	※2 285
未払費用	3,987	5,035
未払法人税等	560	3,842
未払消費税等	327	872
賞与引当金	692	1,048
その他	2	1
流動負債計	11,545	17,146
固定負債		
退職給付引当金	2,276	2,227
役員退職慰労引当金	51	62
その他	0	-
固定負債計	2,329	2,289
負債合計	13,874	19,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495

利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,505	13,048
利益剰余金合計	11,879	13,422
株主資本合計	38,549	40,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	534	1,530
評価・換算差額等合計	534	1,530
純資産合計	39,084	41,623
負債・純資産合計	52,959	61,058

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,845	76,221
その他営業収益	559	717
営業収益計	70,405	76,939
営業費用		
支払手数料	29,405	31,497
広告宣伝費	662	947
調査費	9,638	10,709
調査費	1,469	1,700
委託調査費	8,169	9,009
委託計算費	1,783	1,783
営業雑経費	1,658	2,285
通信費	181	163
印刷費	468	514
協会費	51	51
諸会費	17	18
その他営業雑経費	939	1,538
営業費用計	43,147	47,224
一般管理費		
給料	5,788	6,601
役員報酬	317	483
給料・手当	4,369	4,543
賞与	409	527
賞与引当金繰入額	692	1,048

福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	11,946	12,346
営業利益	15,310	17,368

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
営業外収益計	608	388
営業外費用		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	277	215
経常利益	15,642	17,540
特別損失		
システム刷新関連費用	-	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	-
特別損失計	486	286
税引前当期純利益	15,155	17,253
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	4,838	5,394
当期純利益	10,317	11,859

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品

4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた171百万円は、「受取配当金」25百万円、「その他」146百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	38百万円	39百万円
器具備品	296百万円	308百万円

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金	1,178百万円	236百万円

3 保証債務

前事業年度（2023年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,354百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

（2） 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①剰余金の配当の総額	10,316百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	3,955円
④基準日	2023年3月31日
⑤効力発生日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

（2） 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①剰余金の配当の総額 11,858百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 4,546円
- ④基準日 2024年3月31日
- ⑤効力発生日 2024年6月20日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

当事業年度（2024年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2023年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2023年３月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	144	55	89
（２）その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	△ 322	△ 266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,276百万円	2,227百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	150百万円	138百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262

投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
繰延税金資産小計	1,799	1,910
評価性引当額	△ 459	△ 486
繰延税金資産合計	1,339	1,424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 515	△ 899
繰延税金資産の純額	824	524

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が76,221百万円、その他717百万円であります。

（2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 -	22,100 -
-----	---------------	---------	---------	---------	--------------	----	------	---------------------------	-----------------	--------------------	-----------------

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	11,100 0	関係会社短期貸付金 -	23,400 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,354	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社 をもつ 会社	大和証券 (株)	東京都 千代田 区	100,000	金融商品 取引業	-	証券投資信 託受益証券 の募集販売 本社ビルの 管理	証券投資信 託の代行手 数料（注 2）	13,072	未払手数 料	2,663
							不動産の賃 借料（注 3）	1,062	長期差入 保証金	1,054
同一の 親会社 をもつ 会社	(株)大和総 研	東京都 江東区	3,898	情報サー ビス業	-	ソフト ウェアの 開発・保 守	ソフトウェ アの購入・ 保守 (注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	------------	-----	-------------------	-----------	-----------------------------------	---------------	-------	---------------	----	---------------

同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	13,749	未払手数料	3,491
						本社ビルの管理	不動産の賃借料（注3）			
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウエアの開発・保守	ソフトウエアの購入・保守（注4）	902	長期差入保証金	1,010
						保守				
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウエアの開発・保守	ソフトウエアの購入・保守（注4）	902	未払費用	87
						保守				

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注2）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注4）ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）		当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	
1株当たり純資産額	14,983.42円	1株当たり純資産額	15,956.63円
1株当たり当期純利益	3,955.35円	1株当たり当期純利益	4,546.57円

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
当期純利益（百万円）	10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日（予定）
資金の用途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位:百万円）

当中間会計期間 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4,555
有価証券	1,271
未収委託者報酬	18,273
関係会社短期貸付金	16,900
その他	916
流動資産合計	41,916
固定資産	
有形固定資産	※ 1 60
無形固定資産	
ソフトウェア	878
その他	346
無形固定資産合計	1,225
投資その他の資産	
投資有価証券	9,666
関係会社株式	3,414
繰延税金資産	748

その他	1,095
投資その他の資産合計	14,924
固定資産合計	16,211
資産合計	58,128

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	6,580
未払費用	5,540
未払法人税等	4,405
賞与引当金	910
その他	※ 2 1,107

流動負債合計	18,545
--------	--------

固定負債

退職給付引当金	2,270
役員退職慰労引当金	55

固定負債合計	2,325
--------	-------

負債合計

20,870

純資産の部

株主資本

資本金	15,174
-----	--------

資本剰余金

資本準備金	11,495
-------	--------

資本剰余金合計	11,495
---------	--------

利益剰余金

利益準備金	374
-------	-----

その他利益剰余金

繰越利益剰余金	8,774
---------	-------

利益剰余金合計	9,148
---------	-------

株主資本合計

35,818

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,438
--------------	-------

評価・換算差額等合計	1,438
------------	-------

純資産合計

37,257

負債・純資産合計

58,128

(2)中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	44,508
その他営業収益	483
営業収益合計	44,992
営業費用	
支払手数料	18,092
その他営業費用	9,300
営業費用合計	27,392
一般管理費	※ 1 6,708
営業利益	10,890
営業外収益	※ 2 281
営業外費用	※ 3 21
経常利益	11,150
特別利益	※ 4 491
特別損失	※ 5 154
税引前中間純利益	11,487
法人税、住民税及び事業税	4,086
法人税等調整額	△183
中間純利益	7,584

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		

当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,858	△11,858	△11,858
中間純利益	-	-	-	7,584	7,584	7,584
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	△4,274	△4,274	△4,274
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,774	9,148	35,818

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,858
中間純利益	-	-	7,584
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	△91	△91	△91
当中間期変動額 合計	△91	△91	△4,365
当中間期末残高	1,438	1,438	37,257

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用していましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

（中間貸借対照表関係）

※ １ 減価償却累計額

当中間会計期間 (2024年 9月30日現在)	
有形固定資産	358百万円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2024年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※ 1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	211百万円

※ 2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
投資有価証券売却益	184百万円
有価証券償還益	45百万円
受取配当金	27百万円

※ 3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
為替差損	17百万円

※ 4 特別利益の項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
投資有価証券売却益	380百万円
固定資産売却益	
美術品	83百万円
ゴルフ会員権	26百万円

※ 5 特別損失の項目

当中間会計期間

（自 2024年4月 1日

至 2024年9月30日）

固定資産売却損

美術品

85百万円

ゴルフ会員権

15百万円

投資有価証券評価損

53百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8,991	—	10,594
資産合計	1,602	8,991	—	10,594

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル１の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1,386
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間（2024年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,386百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	123	55	67

（２）その他	6,715	4,477	2,238
小計	6,838	4,532	2,306
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,756	3,988	△232
小計	3,756	3,988	△232
合計	10,594	8,520	2,073

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 342百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

（１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が44,508百万円、その他483百万円であります。

（２）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1株当たり純資産額	14,283.03円
1株当たり中間純利益	2,907.52円

（注1） 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注2） 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
中間純利益(百万円)	7,584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

（株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行）

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いたしました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株

払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込日	2024年10月1日
資金の用途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2024年5月15日、株式会社かんぼ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぼ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	① 名 称	② 資本金の額 (2024年03月末日現在)	③ 事業の内容	④ 備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

(注13) 資産運用業務を行なっています。

(注14) 資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
2024年5月29日	臨時報告書
2024年7月30日	臨時報告書
2024年8月8日	有価証券報告書、有価証券届出書
2024年10月2日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

間瀬 友未

公認会計士

渡部 啓太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）の2024年5月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（成長型）の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

大和アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）の2024年5月16日から2024年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（安定型）の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

秋山 範之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）の2024年5月16日から2024年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ライフハーモニー（ダイワ世界資産分散ファンド）（分配型）の2024年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

渡部 啓太

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

松田 好弘

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年10月1日付で株式会社かんぼ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。